

平成25年9月9日(月)  
平成25年決算審査特別委員会第1日目  
午後1時40分開議 欠席無し

**委員長：** 只今平成24年度一般会計他6特別会計の決算審査特別委員会の委員長に推薦されました叶内でございます。精一杯務めさせていただきますが、進行上行き届きの点など多々あるかもしれませんが、よろしくお願いを致します。

只今の出席委員は9名です。定足数に達しております。只今から平成24年度決算審査特別委員会を開きます。直ちに委員会を開会致します。

審査方法についてお諮り致します。一般会計は歳入決算を一括し、歳出については款項毎に審査して頂く事、歳出については各款毎にご審査して頂く事、特別会計は各会計毎に審査する方法でよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

異議無しと認め、只今申し上げました方法で進めて参りますので、よろしくお願いを致します。

認定第1号 平成24年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

#### 一般会計歳入

**委員長：** 最初に一般会計歳入の審査を行います。読み上げ説明をお願い致します。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** 本日の日程はここで終了とし、これをもって散会とします。(14:15)

明日は午前10時より再開します。15分前までご集合をお願いします。

平成25年 9月10日 (火)  
平成25年決算査特別委員会第2日目  
午前10時00分開議 欠席無し

**委員長：** おはようございます。只今の出席委員は9名です。定足数に達しております。只今から2日目の平成24年度決算審査特別委員会を開きます。

これより一般会計歳入の質疑に入ります。尚質疑につきましては頁款項目を明言されできるだけ簡潔にお願いを致します。

**4番：** それでは20頁、21頁の9款1の地方特例交付金の減収補てん特例交付金この性質、内容について質問致します。この118万3,000円の内容よろしくお願ひします。

**総務課財政管財班長：** 只今の地方特例交付金の質問についてお答えしたいと思います。地方特例交付金につきましては、申告時における住宅控除の割引の制度がございます。その割引制度の補てん分ということで交付されるものとなっております。以上です。

**4番：** 住宅控除ということで住宅ローンとかにも含まれているのかなと思いますけれども、この数字が上がってくるとということは町内の家屋の建設等が進んできていると捉える訳ですけれども、前年度と比較してどの程度住宅着工件数が多くなって、確実に景気が良くなってきているということで、いい傾向にあるのかなと思いますけれども、こちら辺の所をどのように捉えているのかお伺ひします。

**総務課財政管財班長：** 前年度の状況ということもございませぬけれども、地方特例交付金の性質としまして住宅借入の際の住宅控除の部分ということで、市町村に交付される金額というものについては総額の5分の3に相当する金額が市町村の方に交付されるということになります。前年度の住宅の進捗状況というものについては把握してございませぬので、また勉強させて頂きながら報告の機会があればお願ひしたいと思ひます。また、もし税の方で把握している点がございましたらお願ひしたいと思ひます。

**税務福祉課長：** 前年度の住宅建設件数は10戸で、大体10戸未満で推移しているのが舟形町の状況のようです。

**5番：** 私からは町税についてお伺ひします。16頁と17頁です。毎年の如く不能欠損、或いは収入未済額が毎年のようにありますが、特に心配な点は個人の方で滞納繰越分が38.05%となっており、特に固定資産税の場合は滞納繰越分が14.03%と低い数字となっております。これは毎年の事ですが、今町では収納対策室として、会計室なり窓口の姿なりで対応はしていると思うのですが、収納率をいかにして高めるかが一番の課題だと思うんです。これが逆に言えば、まだこの姿が不能欠損に転じているという心配もありますので、その辺の今後の対策と現在取り組んでいる対策をどのようにしているのかお伺ひします。

**会計管理者：** 只今の質問に対してお答え致します。収納対策室ということで平成20年度からこのような形で活動している訳ですけれども、体制と致しましては税とあとは介護保険料並びに水道、農集公共の担当者をもって組織しています。現在25年度については9名体制の中で行っておりますけれども、対策と致しましては昨年までは情報交換なり、滞納の状況の把握であったりとかということで、机上の会議のスタイルでありましたけれども、今年度やっぱり滞納額が増えているということもありますので、徴収という形も進めないといけないということから、徴収の実施という所まで踏み込んだ形で収納対策を行う予定です。4月にまずは話し合いをする形で会議を持ちまして、その後6月ということで出納閉鎖をしまして、滞納額が確定した段階で8月に入って会議をしております。そこでは、まずは徴収をするという形でどのような事をするかということでのリストアップ、個人の滞納額の把握をするということで、まずは持ち寄った形で進めておりますけれども、体制と致しましては9人ですので2班に分かれた形でチームを組みまして、そして年間のスケジュールを立てまして、税につきましては申告時期になりますとなかなか出向く事が、徴収に入る事ができなくなるということもありますので、その時には税以外の担当でカバーするという形で、2班体制で徴収の実施ということで25年度からは進めたいと考えております。さらに、毎月課長会議の方に毎月の滞納分の収納額を照会しまして、課長同士でその情報交換をするなり、徴収に協力して貰うような形で体制を整えている次第です。以上です。

**5番：** 毎年の努力は認めている訳ですが、ただなかなか思うようにいかないのが収納対策だと思います。そうした中で、今までも滞納する不能欠損なる前に幾らかでも集金できるような体制作り、その辺をどのような事でやっているのかなと私なりでちょっと分からない点ありますからその辺と、滞納繰越分がその

ままにしておくとは不能欠損になりやすい。会社の倒産だったら分かるのですが、個人ですから個人が多いですから、その辺の対策をもう少し綿密な計算の中でやるべきじゃないかと思うんです。対策室を設けてその事はするという事は素晴らしい事ですが、あともう一点は前に嘱託を設けて滞納の集金に、収納にあたったということもあると思うんです。その辺の今後の課題としてその辺の事はどう考えているのかお伺いします。

**税務福祉課長：** 滞納分については通常ですと、郵便で連絡をして納税相談的なものについて納税相談、要するに町の方に来て頂いて納税相談を繰り返しております。また、納税相談に応じない場合については個々、個別に訪問をして行っております。不能欠損については地方税法上で定められています特に地方税法の15条の7の第5ということで即時執行停止による消滅というのがあります。大場さん言われる通りに共和パーツという会社ございましたけども、ここは倒産をしてただ法人登記が消滅しないままに残っておりますので、賦課をして課税をして即時執行という形で、今回の決算書にも当該年度の51万8,700円という固定資産税の現年度分の不能欠損については共和パーツ部分になります。それから、執行停止後3年を経過したものについては、それも不能欠損ができると地方税法でなっておりますので行っております。また、5年間を経過したものについては時効の成立ということで民法上にも掲載になってますし、それから県の指導もありまして、生活困窮者については5年後経過したものについては不能欠損処分をし、今回の不能欠損総額で296万9,000円程の不能欠損を措置をしている所です。

また、嘱託の徴収員については従来は一時期置いた時期もありましたけれども、現段階では今の所考えておりません。以上です。

**4番：** それでは40頁の雑入に関して質問します。雑入の41頁の下から7番目、8番目位にある建物損害保険金300万円程入って来ていますけども、これはどこの損害保険金なのか質問致します。

**総務課小野班長：** 只今のご質問についてお答えしたいと思います。建物の名称につきましては、猿羽根山売店のこぶし、それから舟形中学校、それから既に解体をしておりますけれども、南部保育所の屋根と雨漏り、これが認定されて建物災害保険料として入って来ております。以上です。

**4番：** 猿羽根山の売店、中学校はどの部分なのか説明ないですね。あと南部保育所の屋根ですね。中学校は何の損害だったのでしょうか。

**教育次長：** 雪害による外壁の破損であります。

**5番：** 先程も不能欠損の中でいろんな質問申し上げましたが、ただ嘱託は置く気持ちがないという話でしたが、実際前にした時にはなかなか収納率上がったというような報告をした時点があります。そうした中で、警察退職した人とか色々な姿であれば、ある程度収納率は上がるのではないかと私なりに感じております。そういう姿を私の中で考えますと進めるべきでないかと思うのですが、あともう一点はこのままの状態でするのでなくて、町として税法上これは差し押さえるという姿が考える事もしないのか、それともその実行する事ができる人には、それを差し押さえるという姿を考えていないのかをお聞きします。

**税務福祉課長：** 先程も申し上げました通り、嘱託については現段階では検討してございません。それから、強制執行については今後も含めて色々収納対策室等で検討を重ねて参りたいと考えてます。

**5番：** 課長の答弁聞きますと検討するという話だけでは前に進まないから私が質問するのであって結局強制執行ができるとすれば、この不能欠損なる前にきちんとやるべきではないかと私なりに感じております。ただ町民というのは、それぞれ平等の義務と権利を有している訳ですので、ただ手を焼いているような私なりに見ますと、手は尽くしていると言っているのですが、まだまだ考える余地はあるのではないかと私なりに考えております。ただ考えているのではなくて強制執行できる所は強制執行しますよというのが本当ではないかと思うんです。もう一度答弁をお願いします。

**税務福祉課長：** 町担当部での強制執行の事例はないようではありますが、他の裁判所の競売等については参考にさせていただきますけれども、ただ抵当権の設定とか優先順位がありますので、その件については割り当てが来ないということもあります。ただ、強制執行については色々管内の状況も含めて検討していく大きな課題かなとは考えている所です。

**まちづくり課長：** それでは私去年担当しておったものですから、私の方から若干説明をさせていただきます。強制執行の差し押さえ等については昨年お話しましたように、農林関係の戸別所得補償に関しては国の方に明細を出して貰うようにして、それでいついつ入るというような情報を得まして、それで差し押さえをするという通知を出しております。それで何名かを呼び出して、それを押さえるというような話をし

ておりますが、それを押さえられると生活ができなくなるということで、その中から押さえないのでいつまでに幾ら幾ら納めてくれるのかと、その日に必ず幾ら納めてくれるのかとお話をして、農林関係の所得補償については、何十万円か頂いております。それから、町の方で出す補助金についても各課の方で連携をしまして、その補助金はこちらの方に回して頂きたいということでやっております。

それから、年金の支給日につきましては、その支給になった時に会計管理者の方で先程徴収も行っているんです。徴収にも行ってますし、ただそのお互いの滞納者との意思疎通の中で本来であれば、10,000円とかでは毎月年金の時に役立たない部分がありますが、納められる範囲で毎回毎回来て貰っています。なので、見て頂くと分かりますが、年金支給日の次の日、町の税務関係の前には滞納の方に来て頂いて自分で納付しております。そういった状況で、前の臨時で役場退職した職員がずっとその徴収の方に当たってしまっていて、それでずっと来て頂く体制を築いております。

先程倒産関係というお話もありましたけれども、町民の方で自己破産がかなり出ております。自己破産の方はもう何も取るものがないという状況で、うちの方でも強制執行については色々検討したのですが、インターネットで競売かけてやるということもありますけれども、そういった事も実際検討もしています。ただ、その場合は大きな倉庫がないと、その管理をして写真でインターネットに載せてそれで競売した所に送ってやるという相当の手間がかかります。そういった事で、どうするかについてはちょっと今の職員体制では厳しいのではないかとということで差し押さえの事実的な問題、それから倉庫の問題、それからネットで購買する問題等もありますので、今の段階では厳しいだろうということであります。実際現実的にはかなりの方々から分納して頂いておりますので、ただ賦課金額と分納された金額のバランスが悪いということでもかなりやむを得ない所もあるのかなと思います。

それから、今回は今の場所については一般会計の所でございますが、滞納されている方は水道料も国保も皆全て滞納でございます。国保については資格証明とかそういった事でやっていますが、やはり人命尊重の観点からこちらの方だけでなく、国保の方にも入れて頂いて、保険証を出すということもしてしますのでトータル的に考えて頂きたいと思います。なので、国保の方にも入れないとまずいということと国民健康保険についてはご承知の通り徴収率をアップしていかないと400万円程度、交付金が貰えなくなります。基準の徴収率がありまして、県一本化する平成29年、30年でしたか。その辺の頃までの徴収率が指定されてきて、それをクリアしていかないと交付金が頂けないということもありまして、そちらの分に回している部分もあります。全体的には滞納ある訳ですが、そういった事で年度末には国保の方に多く入れるという調整もやっておりますので、その辺をご理解頂きたいと思います。滞納者については基本的に分納を進めておりますので、ほとんどの方が分納中、それから行方不明、自己破産そういった関係でできない方もおりますので、額的にはこのようになっていくということでございますので、職員については昨年6名体制で相当頑張っていて、ほとんどの方が分納に応じて頂いているということをご理解頂きたいと思います。

**6番：** 私から31頁の農林水産業費の補助金の中の農業費補助金、下の方ですが緊急県産稲わら確保対策事業補助金90,000円となっておりますけれども、その内容をお聞き致します。

**産業振興課長：** お答え致します。これは福島原発の事故があった訳ですが、それらの方の関係もありまして、畜産の稲わらが非常に不足しているということで、県産の稲わらを使う奨励をしている所です。この90,000円につきましては1.5ha、福寿野地区ですが、そこで稲わらを収穫して畜産の方に利用したと、それに対する補助金となっております。

**6番：** 23年度はありませんでしたが、24年度から90,000円の補助金を貰ってやっている訳ですが、24年度の当初予算でも60,000円程予算を付けておりますが、これから何年か継続していく訳ですか。今福寿野の人に1.5haのわらをお願いしているということですが、これは一人だけですか。何人かにお願いしている訳ですか。その所お願い致します。

**産業振興課長：** この事業につきましては、今年度もそういう事で予算化させて頂いているのですが、次年度以降の計画についてはまだ県の方の方針が定まっていない、聞いていないので中長期的な計画はまだ掴んでおりません。それから、去年の1.5haということで対応した方については1名です。今年もちょっと下回る面積になるのですが、なかなか手間隙、作業等考えるとして下さる方がなかなかいないと。全部コンバインでしていますので、それらをまた集積してというものについては、反対に何とか協力して頂けないかということでの対応という状況があります。今年度につきましてはまだ1名か2名かはまだ決まっていないのですが、恐らく少数の人数になろうかと思っております。

**4番：** それではまた40、41頁の雑入の一番最後の駐車場除雪経費負担金53万4,000円、これの内容について質問致します。

**総務課長：** 雑入の駐車場の除雪経費の負担金でありますけども、53万4,180円というのはこれは役場前の所の農協の方で使用している駐車場でございますけども、その面積を按分致しまして出しております。それから、こちらから向かって右側の方の農協さんの駐車場がありまして、倉庫が役場の方でもずっと通路の中に使わせて貰っていますけども、そちらの方も町の方で除雪しておりますので、その面積を按分致しまして役場で支払っている全体の面積分かりますので、それは農協分と分けまして、そして掛かった経費を農協さんの方から頂いております。

**4番：** 役場の駐車場が非常に狭くて難儀しているという話はよく聞きますけども、農協さんに貸し付けしている部分の駐車場代金というのは頂いているのかなと思います。また、頂いているのですかという質問と、むしろもっと戦略的に例えば本町、この町内会地区ですと駐車場が足りないという声も少し聞かれる訳です。町として駐車場の確保というのをもっと積極的にやって、住宅を貸すような形で駐車場を貸すとか、除雪をしてあげるとか、そういった収入等を増やしていいのかなという感じも受けるのですが、そこら辺の考え等ないかどうか質問致します。

**総務課長：** 農協さんにつきましては町の方でも企業誘致の一貫と致しまして町で誘致した経過がございますので、それは当然駐車場等の設置をしなければいけないと思いますし、例えば経費等については農協さんとお話しましてきちんと金を頂いております。それから、星川タクシーさんの隣の所の駐車場でありますけども、町の職員もそうですけども、農協の職員にも通勤で車を使って頂きますのでその駐車場としてまた町民の方にも利用して頂いております。また隣接した隣に布川さんと言う方がいらっしまして、その方がいろんな事情ございまして山形の方に異動致しましたので、その跡地についても布川さんの方から申し出がありましたので、町の方で周辺価格を参考にしながら土地を購入させて頂きまして、13台駐車場整備になっておりまして、8月30日の総合防災訓練がございましたけども、その時から使えるということで、そこも一体的に使って頂いております。また、佐藤議員さんおっしゃるように役場近く非常に狭くなっておりまして、特に今工事やっていますし、これから降雪時期を迎えますので周辺が全部道路になってまして、毎日毎日降った雪を排雪しないとなかなか駐車場確保するのが難しいものですから、周辺が田んぼの一部でありますとか、その辺りも交渉しながら、雪捨て場としてお借りしておりますし、これからは周辺でそういった用地等が、もし可能であればいつ来客者があっても自由に車が止められるように、これからは対応の方考えていきたいと思っております。

**5番：** 先程の31頁の6番議員さんが質問したものと同じですが、この90,000円の稲わら確保というのは確保している方は畜産農家なのでしょうか。一般の農家でしょうか。また、それはどういう杭がけをして、わらを餌にしているのか、敷きわらにしているのかお聞きします。

**産業振興課長：** 24年度実施した方につきましては畜産農家でございます。そのわらの利用状況につきましては、敷きわらか餌かというものについてはまだ確認していないので後で報告させていただきます。

**5番：** 今の答弁聞きますと畜産農家が稲わらを確保しているんだという、自分の牛の餌か敷きわらか分からなくても、自分が補助金を貰って自分のためにやっていると聞こえるのですが、実際稲わらを利用している方は畜産農家にやるのでしょうか、その本人の補助でやっているのか、その辺がちょっと今話を聞きますと自分の餌なり敷きわらをするのに、自分が補助金を貰っているんだと聞こえますが、その辺はどうでしょうか。

**産業振興課長：** 今のご質問ですが、質問して下さっている内容につきましては、結果的にそういう形になっている状況もございます。ただ、県産の稲わらを活用していかないという県の方針に基づいて、対応して貰っているという背景もございますので、地域の資源を循環して活用するという方針に対応しているという所もございます。以上です。

**1番：** 1款の町税全般に関してのご質問させていただきますけども、先程来収納率の事と滞納等の事で質疑あった訳ですけども、この収納率を上げるために当町内でも納税組合等々が幾つかあると思います。納税組合等の組合数、組合になっていない町内数、並びに助成金計画は後で出てくると思いますが総額は幾らになっているのか。あと使用限度目的というのを町で定めているのかそれを伺いたしたいと思います。

**税務福祉課長：** 納税組合組織は35町内会に38の納税組織がございます。それから、一般会計における納税奨励金のお話だと理解しますけれども、納税奨励金につきましては65頁の報償費に奨励金159万538円

が一般会計分の町税における納税奨励金という形で出しております。ちょっと最後の質問が理解できなかったのもう一度お願いします。

**1番：** 今38組ある形ですけれども、全国的にこの納税組合に対していろんな訴訟なりの廃止制度を取っている行政、町村がある訳です。というのは、納税組合に入っている方、入ってられない方で様々な形の中であると思いますけれども、要は使い道な訳です。納税組合の奨励金は金額的に定められている所は組合の事務、経費、及び使用した費用額を限度とした数字、金額を奨励するという形を定められているかと思います。その中で、当町内ではどのような用途を目的とした形の中で定めている項目があるのか、もう一つは各納税組合等々で毎年使用した金額の内訳等を町の方で確認しているような業務をなされているのかということです。要するに聞く所によりますと、各納税組合等の使用の範囲が非常に様々であると数年前から聞いていて不思議に思っております。個人、各戸数単位で割り振りして使っているとか話も伺います。そんな状況では決して良くないと思います。統一した形の中で奨励金がより公益性を持って使われているのであればいいと思いますけれども、その点をお聞きしたいと思います。

**税務福祉課長：** 納税組合については、管内の各自治体でもほとんどの自治体が組織していた時代がございます。ただ、ある時期から要するに指定金融機関なりを使って、口座からの引き去り措置の段階で判断をして納税組合組織を解体した自治体もあります。舟形町でも色々な面から検討を重ねて納税組合はどうするかと検討した時代もございます。ただ、監査委員の先生の報告書にもありました通り、平成24年度においては県内においても第2位の徴収率を確保できるのもやっぱり納税組合の組織率がしっかりしているからと理解している部分がございます。ただ、使い道についてのご質問ですけども、使い道については個々色々調査をする必要があると思いますけれども、ある組合では町内の大きい改修工事がある場合には、その納税組合の組合員の方からは、例えば10,000円を部落負担金として各戸から貰う場合6,000円の助成をする所があったり、それから議員おっしゃる通りに戸別に返却をしている税目に従ってということがあるようです。ただ、用途については特段の8節の報償費という費目から出している事もあって、補助金とは違って補助申請、それから実績報告的な所全体を把握している事はございません。

**2番：** 22頁から24頁まで使用料及び手数料の収入がございまして、現段階では使用料なりその手数料の支払いについてはどこに支払っているのか。要するに収入役室まで持ってきて頂いているのか、また堀内、長沢については出張所の方に支払わせているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

**地域整備課長：** 土木使用料でございまして、土木使用料の中の住宅使用料、それから道路占用使用料、法定外公共物使用料とありますけれども、住宅使用料につきましては年間の納付書を個人の方にやりまして、その納付書に基づいて会計室の方に納めるか、指定金融機関に納めるかという形になっております。あと道路占用使用料につきましては、東北電力柱、NTT柱等が主でございまして、それらの道路敷地内に立っている電柱の使用料ということで頂いております。あと法定外公共物使用料につきましては、商店の例えば第1の通りの商店ありますけれども、その商店の店の看板がございまして、その店の看板が道路敷地内の上空にある、はみ出して設置されているものについて法定外公共物使用料として使用料を頂いております。以上です。

**税務福祉課長：** 衛生手数料24、25頁についてご説明します。25頁の一般廃棄物処理手数料につきましては、853万円という数字が出ております。これはゴミ袋ですね。商工会加盟店の1枚50円で販売してましますけれども1袋1,000円、それを商工会の加盟店から購入したものを商工会の方で精算をして、この手数料が会計室の方に入ります。

それから、一般廃棄物許可手数料については一般廃棄物の処理業者は2年に一度手続きをしますので、それに基づいて更新の際に手数料という形で入って来ます。

畜犬の手数料ですけども、これは新たに犬を飼われた方が登録に来た段階で手続きをして会計室の方に納めるようになります。

**教育次長：** 歳入25頁の社会教育施設並びに体育施設の使用料につきましては、社会教育施設については中央公民館、あと歴史民俗資料館がございまして、これについては公民館の事務室の方で手続きをして頂いております。それを指定金融機関がいらして渡す、若しくは事務担当の方で会計室の方に納入するという形になっています。あと、体育施設関係ですけども、これにつきましてもBGセンターの方で徴収をして、それを指定金融機関若しくは会計室の方に納めるという形を取っています。

**まちづくり課長：** まちづくり課の方で管轄している使用料についてお答え致します。生涯学習センタ

一、それから農村環境センターについてはその施設で受領をしております。それから、戸籍等の手数料、住民基本台帳等の手数料についても本庁出張所学習センターの方で受領をしております。

それから、町営バスの使用料についてはバスの方の星川タクシーさんの方に委託していますが、その金庫にお金を入れて貰う事になってまして、その開閉については銀行の方でやっていますので、そちらの方に真っ直ぐ町の方の通帳に入っていくということになっております。これは、バスの方で収納をして頂いているということになります。斎場使用料につきましては、死亡届、そういった事もありまして役場の方の窓口で基本的には収納をしております。その他、国民健康保険とかいろんな手続きもありますので、役場に来て貰っているのこちらの方で受領をしております。以上です。

**2番：** あえてこの質問をしたというのは手数料・使用料部分がこの会計室の方に住民の方々が持っている、納付書と一緒に持って行っている、この実態であります。他の行政等の状況を聞いてみますと、その場で受領をしているということがほとんどであります。ましてや、このような工事をしている中で非常に住民に不便を来している訳であります。そういった中で、やはり住民サービスを考えていきますと、できれば、その場で支払いを済ませるような形の方がいいのではないかと感じます。そういった所で、他町村の状況等も踏まえて少し検討してみたいという要望でございます。そういった事について、全体ということで総務課長の方から答弁をお願いしたいと思います。

**総務課長：** 今収納につきまして、それぞれ担当課の方でも扱っておりますので、ほとんどが会計室の方に持参して頂くとなると思いますが、今工事等やっていて非常に住民の方にご不便をかけているということもありますし、他町村との状況等把握しながら、または会計室長と相談してどういった方法がいいのか、これから検討してなるべく利用者の皆様に負担にならないように検討させて頂きたいと思っております。

**5番：** 23頁の土木使用料についてお伺いします。滞納繰越が55万円程ありますが、その中身的なものが何名の方が何年滞納しているのか、その辺お伺いします。

**地域整備課長：** 滞納繰越分でありますけれども、3名の方で55万円になっております。年度ですけれども、一番古い年度で平成19年度からになっております。3名の方で55万100円という金額になっております。その金額の納付につきましては、分割払いとしまして年金から自動引き落とし、それから生活保護についての県とのやりとりで、県の方から直接振り込みして頂くとか、あと親族の方が支払っているとか、そういう形で分割納付するような形を取っております。

**5番：** 今生活保護者の方々も含まれているとのことですが、これも19年からになると4年目ですか。もう1年で不能欠損という姿になる訳ですが、その辺の今後の課題として、そのようになった場合に5年経過しても払わない場合に町の対応としてどうするのか、その辺もお伺いしたいと思います。

**地域整備課長：** 住宅使用料につきましては、町税等と違って不能欠損扱いにはしておりません。住宅使用料でございますけれども、水道料、公共下水道、集排も同じく不能欠損扱いには取ってなくて、そのまま繰り越しているような形になっております。

**2番：** 20頁の地方交付税10款1項の関係であります。直接影響してくるのは25年度からなのかなと思っておりますけれども、この4月から小学校が閉校になった訳であります。地方交付税の内訳については、小学校関係の建設資金とか色々補助があったかと思う訳であります。そういった中で、今回小学校が閉校になった関係で25年度から小学校関係の建物の償還期と言いますか、そこら辺とか閉校になった所の地方交付税の減というものがあるのかないのかお聞きしたいと思います。

**町長：** この教育支援に関わる交付税でありますけれども、基本的には学校数、4つから一つになりますので多分変わる事になっております。それから生徒数、児童数、小学校は児童数でありますので、これは統合になるとうまいと生徒数と児童数は人口減になりますので、その辺は自然的な減少と。ただ、通常的な中では学校数の3つの減、これは減少になっております。

**2番：** 大変説明の内容が悪かったようで、長沢小学校と富長小学校のこの建物に要した返済金と言いますか、経費これについては地方交付税で全額これまでの中で補填になったということでしょうか。

**町長：** その学校に要する経費に対しての交付税というのはないんです。ですから、教育費全体で学校数、生徒数、児童数これが大きな数値なんです。そこから色々算定していった交付税をもらうという仕組みです。建物云々はカウントはされていません。

**委員長：** 他に質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認めます。これをもって一般会計歳入の質疑審査を終結致します。

一般会計歳出の審査を行います。

### 第1款議会費

委員長： 第1款議会費の読み上げをお願い致します。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより第1款議会費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第1款議会費について質疑審査を終結致します。

### 第2款総務費

委員長： 第2款総務費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより第2款総務費の質疑に入ります。

5番： 私からは総務費についてお質問致します。この総務費の中で、補正予算まで置いて相当の額が使われないということになったケースがあります。第1番に企画開発費には53万円程置いて337万円の不用額が出ている。それと60頁の定住促進に43万円の補正を置きながら、585万円の不用額が出ている。町営バス35万1,000円を置いて、327万7,000円の不用が出ている。このように折角補正予算を置きながら、このような大きな不用額が出るという一つの姿どのようにしてなってくるのか。補正予算というものは、この事業をするためには足りないからと補正予算をわざわざ置いて、それをする訳ですが補正予算を置くのは結構ですが、使わないままに多額の金が余るといふことのそのものの考え方を今までのやり方、予算の置き方とかどうなっているのかその辺伺います。

総務課長： 24年度の決算の方でも、今の相場議員さんからご指摘ありましたように当初予算取りましてさらに6月なり9月なり、また10月なり、補正予算を予算要求して議会の方でも議決して頂きまして、それを執行しなければいけない訳でありますけども、当然総務課の方で各担当課の方から事業等の中身を精査して、そして落とすものは落としたりとか、必ず実行性のあるもの、特に補正でございますので、以前に指摘された事がございますので、そういった事が無いようにということで特に補正予算等については、財政担当の方でも非常に神経を尖らせながら予算の配分をしている訳でありますけども、実際に予算を頂いてから執行の段階になりますと、当初補正予算を想定した以外の諸問題が出たりしまして、なかなか思うように執行できないということがあるのではないかなと思いますし、その辺り総務課または財政の方でも予算に対する考え方が甘い面も一部あるのかなと思いますので、全般に亘ってわざわざ補正を予算を頂きながら、それ以上の不用額を出しているということが非常に件数が多い状況にありますけども、このような事が無いように今後共対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

5番： 今事業の問題でクリアできなかった件とかいろんな姿の中で、こういう結果に終わってしまったということは分からない訳でないのですが、臨時議会をしたりいろんな姿をして招集してこのように補正予算を組む訳です。ところが中身を見ますと、まず300万円とか500万円とか、多額の金が使われないままに本予算の最初の予算の中の使わないで補正予算を取るということが私は不思議でなりません。だから精査していると課長が考えているのですが、精査した結果がこのような事になるということは私は予算の組み方、事業のあり方、その精査のやり方が足りないのではないかと私なりに感じています。毎年この補正予算を取りながら多額の金を使われないままに残していく。それは財政的なものから見れば、予算を上げて積立金なり何かに使えば、確かに財政的なものは潤う訳です。ただ、議会にかけてまでこのようにしたものが事業ができなかったと、或いは県との関連とか、国の関連があると思うんですが、その辺でこのような多額の金が余るといふことは我々にとっては、職員の予算の取り方がおかしいんじゃないかなと感ずる訳です。今後はこのような事が無いようにと今課長の答弁あるのですが、そんな中で毎年毎年このような姿があるということは真意がどこにあるのか。課長は今後考えると言っているのですが、実際に今後の方針をお聞きしたいと思います。

総務課長： 当初予算でもそうでございますけども、ある程度1年間見通して予算を組む訳でありますけども、各それぞれ担当課の方でまた事業課の方でも、そこに組合員の皆さんだったりとか、また受益者の方がいらっしゃるしまして、これこれこういった事業やりたいということで町を通じながら、県、国等の予算頂く訳でありますけども、その段階で間違いなく予算執行が間違いのないと思ひましても、その他何と



言いますか、月が経つうちに当初の状況が変更したりとか、実際にやるつもりだったけど家庭の事情で、または病気になったとか、そういう感じで途中でどうしても予算取ったにも関わらず事業が執行する事なく、このような状況になっている場合もあるのかなと思いますけども、あくまでもそこは総務課もそうなんですけども、担当課の方でももう一度予算に対する真摯に向かいながら、当初予算につきましては必ずやるんだということで予算を計上する訳でありますので、それがこのような不用額を出しているということは大場議員さんまたは他の議員さんもそのように感じていらっしゃると思いますけども、そこは担当の方でもきちんと査定を致しまして、また受益者ともしっかりと打ち合わせしまして、予算上げたものに対しては必ず実行していくとそういう心構えで望んでいきたいと思えます。

また担当からしますと、どうしてもある程度予算を取っておかないと、事業で逆に不足するといろんな支障を来すということで、ある程度そういった事も見込みながら一度予算を計上している場面もあるのかと思いますけども、その辺りはまた来年度の予算編成の時期も間もなく入ってくると思いますけども、そういった事の絶対にならないように、特に総務課または財政の方でもきちんと対応させて頂きたいと思えます。大変申し訳ありませんでした。

**まちづくり課長：** 今ご指摘された所が、全部私の所で大変申し訳なく思っております。若干説明させて頂きますと、57頁につきましては2-1-7の企画開発費の余った大きな原因は再生可能エネルギーの導入事業であります。こちらについては300万円程頂いておりましたけれども、77万円しか執行できなかったということで色々広報等、舟形町の場合は薪ストーブ程度まで広く再生可能エネルギーにCO<sub>2</sub>削減に寄与するよという事で拡大しておりましたけれども、なかなかできなかったということがあります。実質最終的には77万円しかできなかったということになります。これにつきましては、県の方の補助金申請と予算を合わせておく必要があったので300万円を計上しましたけれども、結果的にどの段階で金額を落とすべきかということで検討、担当の方では考えておったようですが、最終的には先決ということで3月31日で落とすつもりでいたのですけれども、これが臨時議会に入りまして、これが落とせなかったというのがありまして、本来もう少し事前に申請をしておいたものについて町の方で交付決定をすれば、こんな事にならなかったということでこれらについて反省をし、今後事務のやり方を考えていきたいと思えます。今総務課長が言ったように、うちの担当の方ではいろんなケースで急に来た場合について対応できるようにということで、なるべく予算を多く頂いているということで考えていまして、なるべく住民のサービス向上のために予算を多く取っておいたということで、これについては考え方を考えるようにもう少し精度を高めるようにしていきたいと思えます。

それから60頁の定住促進でありますけども、これらについても今と同じように、これにも在来工法、県の方で舟形町が始めてから次の年に県も同じ在来工法の関係の補助金を創設しました。その関係でリフォーム関係がかなり多くなっておりまして、それも町の方に事前に申請をして下さいということ常々言っておりますが、「これ、これをもう今発注しようなんだ。」ということで、そういった方々かなり多い訳です。それらについても対応する必要があるということと、ビーナス定住補助金については300万円を頂いておいたのですが、他町村から舟形町に家を新築された方が1名しかいなかったということで、これらについて530万円という大きい金額をここで残してしまったということになります。これらについても先程言ったように、職員は先決で落とす予定だったということでしたけども、これができなかったという状態にあります。

それからバスですが、バスについては、入札差金でバスの単価、設計単価が1千万円程でしたけれども、これが700万円台でバスが落札できたものを補正減するのをちょっと忘れてしまったということで、これについてはこの議会に入る前に職員の方にも指導をしております。このバスだけの担当でなかったものですから、ちょっと遺跡関係の3月に、遺跡の報告書を出さなければならないということで繁務を極めて、これを忘れてしまったということで、今後こういった事がないように強く指導をした所ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

**3番：** 大場議員の質問と内容が同じになるかと思えますが、同じ頁の60頁でございます。2-1-14目職員研修費でございますが、110万円の予算に対しまして執行率が4割、不用額が6割ということで半分以上不用だという実績になってございます。この実態と言いますか、何故なったのか当初から110万の内40万円しか使わなかった計画なのか、それとも研修を計画したけども参加する人がいなかったのか、その辺りお伺ひします。

**総務課長：** 職員の研修費につきましては以前にも議会の方でご指摘されましたけども、1年間の全職員を対象にした研修計画というものを作りまして市町村でお金を出し合って、研修センターの方で職員をそこに派遣致しまして、そうして1日研修とか2日研修とか、また3日研修ということでやっております。それぞれ役職毎とかまたは業種別とか、特に今では雪害関係とかまたはいろんなトラブルがありますので、そういったトラブル等に対する接客のやり方でありまして、そういった感じで職員の方派遣しております。それぞれ担当課の方でもいろんな中央等での研修等がございますけども、そういう場合は担当課の予算であるものにつきましては、そちらで出して頂いている事がございますので、そういった意味で研修費110万円程予算化して頂いた訳であります、今回は65万円程不用額が出てしまいましたけども、以前は泊まりの研修等があったのですが、今県内の研修につきましては全て通いにしておりますので、そういった意味で予算が少し余る、不用額が出してしまったのではないかと思います。また町全体で講師の先生を呼んで職員等対象にした研修もやっておりますし、特に若い職員を中心にしながら、なるべく最上広域での研修もありますし、中心的には県の研修センターが主になる訳でありますけども、それ以外でもそれぞれの専門の分野において研修等がございますので、その辺りは各課の方で予算等が不足した場合はなるべく職員研修費のこの中から出すようにしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

**3番：** 課長の答弁は研修はやっているのだが、泊まりはなかったから少なくなったというように聞こえるんですけども、この110万円を計上して24年度の年間の研修のスケジュールを組んだと思います。その執行率と言いますか、どの程度消化したのかその辺をお伺いします。

**総務課長：** 事前に年度毎の研修組みましてそうして4月の当初の課長会議の時に4月から翌年度の3月まで誰がどういった研修に行くかということで一覧表作ってございますので、それを実績について手元にございませんで、後でご報告をさせて頂きたいと思ひます。

**3番：** なければもう一回。今の課長の話だとよく分からないのですが、要は年間の計画を組んでそれを一つ一つ総務課長チェックをしていないんですか。研修に誰が行って全部消化したとか、そこまでチェックしていないんですか。そういうやり方では60万円も余ってしまう。最初からやるものでもないかと思ひます。その辺りを総務課長ができないのであれば各課の課長がしっかり把握をして、「何月何日誰が行く研修があるから必ず行きなさいよ。」と、「行ったか行かないかその復命書出さなさいよ。」と、その辺りまでちゃんとしなければ何年経ったとしても、こんな研修なんて進まないと思ひますよ。前も奥山議員から研修するべきだという意見もありましたけども、全然進んでいないと思ひますが、その辺りどうですか。

**総務課長：** 後で実績の方ご報告致しますけども、基本的に町の方で研修行って頂いた職員につきましては、全て私の方で復命書という形で事業の内容とか、また書簡等またそういった研修の成果をこれからどうやって日々の業務の中で把握していくかと、そういう事も含めて参加した職員の方から報告を受けておりますので、また中にはどうしてもこちらの役場での仕事が重なったりとか、または家庭の事情があったりということで、例えば2日の研修を1日半で切り上げたとか、そういった事もございますので明細につきましては、後で結果につきましては報告させて頂きたいと思ひます。全て総務課の方で確認をしております。

**3番：** 今後しっかりと総務課長が管理をして頂きたいと思ひます。家庭の事情で行かなかったとか、仕事の都合で行かなかったとかいうのは2、3の方だけであって、110万円も計上して半分も使ってないというのは、ほとんどの方が行ってないと私は判断したいと思ひます。これからしっかりとお願いします。

**5番：** いつも町長は行財政改革は行政がある限りはいつでもしなくちゃいけないんだという話をしております。ところが62頁ですが、53万1,000円程は予算化しているのですがこの度はゼロだという姿です。その辺の考え方は町としては、町長の考えはどう考えているのかお聞きします。

**町長：** 今5番の大場議員が言った通りであります。行政改革というのはこれは毎年しなければならぬだろうと思ひます。ましてや今政権が変わりまして、巷では100兆円の概算要求もあるという中であります。従って財政のこの亀裂なり、行政の亀裂が緩んでくるという恐れもあります。これは古くて新しい言葉で小泉さんの三位一体の改革で地方の経費が非常に削られた経過がありまして、その中で地方交付税も大分削られましたので、多分今99兆2,500億円の概算要求国全体ありますけども、多分財務省の方の右倣えで、小泉さんの三位一体になるか分かりませんが、一方では飽として引き上げながら公共事業の拡大しながら、一方では削減する手法を取ってくるだろうと私は思っております。従ってこれからも行財政改革、特に小泉さんの時は集中改革プランという重点項目がありましたし、新しい時代に即応した行財政

運営のあり方というものも、やはり議員の皆さんにそれをお知らせしながら、意見を貰って提言を貰って行財政改革に努めていかなければならないだろうと思っています。

**5番：** 折角予算化して町のために行財政改革は責務だと思いますので、その辺でよろしくお願ひしたいと思っています。行財政改革の委員ですが、今までは大分年配の方だけが委員のような気がします。そんな中で若い方々、或いは女性も含めた姿で町に行財政改革はどうあるべきかという見地から、その任命するにもいろんな姿でお願ひしたいと思うのですが、その辺の考え方はどうなんでしょうか。

**町長：** ここ数年勤めて、まちづくり審議会委員も大分年齢層なり或いは若い方、老若男女という範囲の中でお願ひをしております。新しい新任のそれぞれの各種委員会の委員についても、女性の登用というものも念頭に置きながらお願ひをしております。そんな面で今先程も言った通り、時代も毎年毎年変わって参ります。特に、政権交代なりますと180度、或いは360度変わる政策もありますので、その辺も今大場議員が言った通りに新しい考え方を持って、そして新しい時代をどうすればいいかということのを多面的に意見を頂くような、そういう有能な女性も含めた若い方々の登用も含めて選任したいと思っています。

**2番：** 60頁の先程齊藤議員が質問した職員研修についてであります。まず、第1点が今年の4月に5名の方々が町の方に入っております。そういった中でまず新人の方々の地方公務員としてのこの資質と言いますか、基本的な事を勉強して貰うための計画があるのかということが一つ。合わせて一般職員については個々の職員の育成プランというものがあるのか。また役場職員については正職員、そして臨時職員がおる訳でありますけども、町民サイドから見れば何ら職員には変わりはありません。当然対応等については正職員だから、臨時だからとかの区別は一切ない訳であります。そういった中で臨時職員の研修、これについてどういう研修を行っているのかお伺ひします。

**総務課長：** 今年度採用になりました5人の新職員につきましては、最上広域の方で同じように今年度採用になった職員を最上広域の方で集めて頂きまして、そこで今奥山議員さんが言われましたように基本的な行政の研修を行っております。また、山形の方でも先程言いました研修センターというのがございますので、そこでも初心者の方を対象にした研修がございますのでそちらの方に5名の参加をさせて頂きました。

あと町長の方からも総務課の方に言われているのですが、町独自で研修をやるように言われておりまして、特に町の方でもいろんな福祉施設がございますので、そういった体験と言いますか、現場でのその研修も必要だということ言われておりますので、それもいろんな行事等がある程度終わっておりますので、これから5名の方にそれぞれ各課の方に配属なっておりますけども、日程調整しながら町内での研修を実施していきたいと考えております。それから、個々のプランでありますけども、なかなか一人一人のという訳いかならないと思いますので、例えば経験年数とかまた職務、役職等に応じた例えば課長研修とか課長補佐研修とか、その役職毎の研修とか、あとは時代に応じたいろんなクレームが非常に多い訳ですので、そういったクレームの対応の研修とかございますので、そういった時はバランスよく各職員の皆さんに参加をして頂いております。

それから、臨時職員についてご質問ございましたけども、ほとんど各課の方にまた施設の方は臨時職員の皆さんに大きな戦力となって行政執行の方して頂いている訳ですけども、非常に能力の高い臨時職員の皆さんもいらっしゃいますので、今まで臨時職員の方を対象にした研修というのは特に考えておりませんでしたけども、ただ町で主催する時は時間があれば参加はして頂いた経過がございますけども、これからは臨時職員も資質向上、当然職員と同じように資質向上とか対町民への対応と同じように職員でございますので、その辺りもこれから来年に向けて検討させて頂きたいと思ひます。以上です。

**2番：** 総務課長の答弁の中で、職員一人一人の育成プランがないというのは非常に寂しい限りであります。普通であればあって然るべきだろうと私は考えております。そういった中で、特に臨時職員については優秀な方もおる。これは私も感じております。ただ、私は一番訴えたいのは職員のこのまちづくりとか、町の中で担うべき業務というものをきちんと職員一人一人が把握すべきだろうと感じております。でないとなかなか色々職員、町民の方々から意見を言われた時に反論できないと私感じます。やはり、行政はここまでやるんだよときちんと頭に入っていないと、結局は町民の方々からいろんな要望が来た時に答えざるを得ない。答えられない。究極的には町の役立たずとは言いませんけども、そういうレッテルが貼られてしまうだろうと感じる訳であります。やはり、一人一人がこの行政が担うべきというものをきちんと把握するためにも職員研修というものは必要だろうと感じております。そういった事で今後職員研修について、

ももっとも力を入れるべきではないのかなと感じております。この辺について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

**町長：** これは、先程の5番議員さんと少し重複する事があるでしょうけども、何と言っても人です。人材育成、これが一番の大事な要素だと思います。正職員であろうと、それから臨時職員であろうとこれは同じだと思います。私は臨時職員の辞令交付の時も申し上げておりますけども、町民の方が見る目というものは正職員であろうと臨時であろうとそれは同じである訳です。どのようにそれに対応するかということで臨時職員の皆さんであろうともしっかりそれを受け止めて、サービスをお願いしたいということをお願いしております。それから、新規採用の職員の皆さん、4月から5人採用しましたけども、この前の朝礼でも申し上げましたけども、8月4日皆さんもご出席の縄文の女神の日の式典ありました。その時に5人の職員の皆さんに縄文の女神の条例の朗読をさせました。これが非常に評価があるんです。最上8市町村の皆さんが終わってから、町村会の中で「奥山町長素晴らしい職員だな。」というお褒めの言葉頂きました。今回の9月の朝礼でしたか、5人の職員の皆さんに私の方から御礼を申し上げましたけども、要はこのいい経験というものを積み重ねて立派な職員にする、人材にするというものが一番大事な要素であろうと、日常的であります。研修に行ったから覚えるというものは姿勢がないと、幾ら研修をやってもなかなか100%得てくるのはなかなか難しいのかなと。ただ、研修というものは先程総務課長が言った通りにいろんな職員への研修ありますけども、このプラスαの研修、応用の研修これが大事だろうと思います。自分でやろうとする行政職員と、気構えの自分でやろうとするものを得るための研修、これが大事ではないかなと思います。そんな面をしますと、町民よりもはるかに情報を持っていて、それを実現するという正職員、臨時職員であらねばならないだろうと私は基本的には思っています。以上です。

**3番：** 56頁8目の出張所費であります。出張所費の一番下にコピー使用料15万5,000円ございますが、合わせて次の頁に生涯学習センターのコピー使用料28,000円とございます。それぞれの出張所なりセンターのコピー機というのはリースではなくて、買い取りでその使用した金額ですか。紙代ですか。それと、この2つの出張所でこれだけの差があるというのは何か理由があるのですか。証明書等の発行とかに使っていると思うのですが、堀内と長沢での発行の枚数と言いますか、そんなに変わらないと思いますけども、何か他に堀内の方でコピーをしているとか、何か町内の方に貸し出しをしているとかそういう事があるんでしょうか。

**まちづくり課長：** コピー使用料についてはリースでありますので、1枚につき幾らのカウントの数字でお金を支払っている金額であります。堀内の方と長沢の方ですごくバランスが悪い訳ですけども、まず一つ堀内の方では、証明書の量が長沢の方の学習センターと比較しまして数量がかなり違います。ちょっとお待ち下さい。学習センターの方では、諸証明関係については187件であります。西南部地区は436件ということで倍以上になっているということがまず一つ、コピー機械の使用料の大きな所になっていると思います。それから、堀内につきましてはいろんな団体の事務局を堀内出張所の方で担っております。例えば盆踊り大会の事務局とか、堀内消防団の事務局とかいろんな事を堀内の方でやって頂いております。長沢も同じなんです。堀内の方のその町内会、各町内会の連合会関係の事務局も出張所の方に持っているということもありまして、そういったものが多くなっているのかなと思います。そういった事で、金額が堀内の方が大きくなっていると思います。細かい所はちょっと分かりませんが、今言った証明書の量と各事務局を持っている所が多いということで、この大きい数字になっていると思います。

**3番：** 証明書の数は分かりましたけども、そうしますと各町内会で持っているその団体とか任意の団体のコピーして欲しい事であれば、そのセンターなり出張所に行けば無料でして貰えるということでしょうか。

**まちづくり課長：** 任意の団体についてはコピー使用料を頂いて、1枚につき幾らということで無料にはしておりません。かかった経費については条例に基づいて頂いております。ただ、町内会等につきましては町内会の一つではなくて連合会、堀内地区連合町内会という組織がありまして、そちらの所について事務局を出張所の方で持っているの、そちらの方でコピーもやっているということにあります。各町内会さんの単独のものについては、基本的には各町内会さんの方でやって頂きたいとしておりますが、どうしてもない所については基本的には金額を貰う事にしておるんですが、公共的な部分が色彩が強い部分については堀内出張所の方で対応している部分もあろうかと思っております。

**4番：** 60頁定住推進事業費の61頁の舟形町住宅総合支援事業1,500万円程出ているようですが、こ

ういった形で住宅建築のリフォーム等、定住促進等に使って頂く事業は大変ありがたいし、有効的な事業だなと思っております。一つ質問ですが、成果報告書にこの1,500万円の歳出に対して1億5,000万円程の経済効果があったと結論付けている訳ですけれども、約10倍の経済効果があったという形になっておるものですが、こういった歳出をしているのかなということで質問致します。

**まちづくり課長：** これにつきましては、補助金として出しておりますけれども、経済効果額として出しているのは完成金額であります。契約して完成して支払う訳ですが、その金額を算定しております。それがこの金額になります。このお金を支出した事によって、それだけではないのでしょうけれども、たまたまその改修が必要だという所もあると思っておりますが、県の方では再生可能エネルギーに寄与するような、例えばエコの給湯器をした場合についても廊下に手すりを付けた場合についても点数制で加算をされております。そういった事で、加算を推進する事によって、リフォームを促している部分があります。町の方では町内の業者の方に委託した場合には、県の補助金と町の補助金でダブルで受領する事ができます。そういった事で、それについては政策の部分ということで、どれがお金があったからやったのかどうかということは把握しておりませんので、お金をこの補助金を貰ってしたもの全ての完成金額を経済効果ということで見積もらせて頂いて、それで効果額として弾いている所であります。

**2番：** それでは成果報告書の17頁、消費者行政推進事業とありますけれども、目的等を見ますと消費者相談窓口を拡充したということで成果として、相談窓口を拡充、強化した事により相談者が気楽に来庁し相談しやすい環境に整備したということありますけれども、具体的に消費者相談というのは何件位あって、どういう内容のものがあったのかお聞きしたいと思います。

**総務課長：** 消費者行政推進事務につきましては、町の方でも交通安全の方で各町内等の方から要請あった時に年配者、高齢者の方が中心ですが、交通安全の指導を行いますけれども、それと同じように悪質な販売行為等がございますので、電話での勧誘とかよく騙されて物を買ったとかありますので、そういった事を防止するために交通安全の指導と一緒に、必ずそういった詐欺まがいの商法と言いますか、騙されないようにということで簡単な芝居をやったりとかしながら、要請あった時は、必ずそういう話をさせて頂いております。あとは、この間も健康のサプリメントみたいなものを大量に買わされた。10箱位買わされたということでそういった情報得まして、担当の方でその会社の方に電話して全部返済、1箱だけ開けてしまったんですけども、それだけはしょうがないということで残りの9箱を向こうの方にきちんとかういった訳で説明しまして返済したという経過があります。どうしても一人暮らしの年配の方とか知らないとか曖昧な話等しますので、知らない内に送られて来たという話何件かございますので、件数等については後で調べて報告致しますけれども、まず無いようにということで未然に防止するために、必ず交通安全の指導と一緒にそういった悪質な商法については、「今こんなのが流行っています。」みたいな感じで、オレオレ詐欺も含めてですが、絶対に騙されないようにということで、未然の防止の対策にも努めております。

**2番：** そうしますと具体的に被害等にあった場合は、あくまでその被害にあった個人が相談に来るといった内容なのか、それとも一例として民生児童委員を通じてとか、町内会長を通じてとかそういう事の対応なのか、この辺どうなのでしょう。

**総務課長：** どういった経過で総務課の担当まで来るかはちょっとあれですけども、私等相談受けた段階で当然その方と直接話をして経過まずお聞きしますし、そうして必ず最上総合支庁の方にも、消費者の担当の専門の方がいますので、例えば物を手元に送られて来た場合でも、どうやって返すかとか、どうやって相手の会社の方に連絡取るかとか、その辺りも当然担当者同士の研修会がございますので、それに則ってトラブルの無いように、業者等のトラブルが無いようにきちんとかう対応させて頂いております。ただ、民生児童委員さんとかその辺りちょっと調べないと分かりませんので、その辺り担当の方で後でお聞きして説明をさせて頂きたいと思っております。

**委員長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第2款総務費について質疑審査を終結致します。

**委員長：** 午後1時まで休憩します。(11:47)

**委員長：** 休憩前に復し会議を開会します。(13:00)

5番大場清之君の追加の答弁の申し出がありますので許可します。

**産業振興課長：** 歳入の予算の時にご質問頂いた件で、県産稲わら確保対策事業の件ですが、稲わらを

敷きわらか飼料、餌として使っているかという質問に対して、その場で答えられなくて大変すみませんでした。調べた所飼料で活用しているということでございます。以上ご報告させていただきます。

**総務課長：** 先程2件の質問がございましたので、答弁させていただきます。始めに職員研修費でございますけれども、各課の業務に応じた研修を除きまして、市町村の職員研修センターの方で受講されました職員でありますけれども、13の研究講座に19名希望出しまして、最終的に18名の職員が受講をしております。

それからもう1点でございますけれども、消費者の相談でございますけれども、直接役場の方に相談受けたのは1件であります。それ以外に警察等からの連絡とか、または電話での相談が10件程度でございます。主なものとしましては、宝くじに当たったとか、消火器を買ったとか、先程言いましたように補助食品等、栄養等の食品を買った、そういった相談を受けております。それから、年金の支給日に警察の方と連携を取りまして、金融機関周辺での被害に合わないようにとそういった啓蒙活動とかチラシ等の配布をやりながら、被害防止に努めている所であります。以上2件報告させていただきます。

### 第3款民生費

**委員長：** 第3款民生費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第3款民生費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第3款民生費について質疑審査を終結致します。

### 第4款衛生費

**委員長：** 第4款衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第4款衛生費の質疑に入ります。

**4番：** 86頁、87頁の予防費の中の子宮頸がん予防ワクチン接種委託料ということで449万円程上がっていますけれども、全国的にこの子宮頸がんワクチンの接種によって、後遺症のような形の症状で随分痛みのある症状などが出てきたという報告があるようです。舟形町では、この金額の方々に接種しているということで何名の方々に接種し、そういった副作用的な発症とか、起きていないのかそこら辺の所質問します。

**健康福祉課長：** 子宮頸がんワクチンについては、主要な施策の成果報告書の40頁にも掲載になっておりますけれども、5番目子宮頸がんワクチン3回接種しなさいということのようです。対象者は中学校1年生から高校1年生までが舟形町では対象としています。24年度中に実施したのはこの数字の通りであります。尚、今年の6月議会定例会が終わった後位に子宮頸がんワクチンの副作用と言いますか、副反応という言葉を使っているようですけれども、全国的に結構マスコミでも副反応によって下半身不随になるような不幸な事故もありましたし、厚労省の研究会がその子宮頸がんワクチンの是非について検討をしたようです。出た結果は、推奨はしないけれども、この補助金制度は残すということで、その事例が出ましても3回目の接種まで行こうとする方々がまだ舟形町にもおまして、25年度今年度ですけれども、まだワクチンを受けている方がいらっしゃいます。ただ、委員おっしゃる通り結構筋肉注射ですので、副反応については舟形町では副作用の事故はありません。ただ、筋肉注射の皮下注射ですので、結構痛みがあるということで医療懇談会等でも、三條先生からのお話ではやっぱり3回はした方がいいと。厚生省の発表でも年間8,000人位の方が子宮頸がんという診察をされていて、そのうち2,500、600名が子宮頸がんで亡くなっている事例もあるので副反応の怖さは確かにありますけれども、この時期、若い時期に子宮頸がんのワクチン3回していれば子宮頸がんを免れるというお話もありますので、そういう事で国の方も積極的推奨はしないけれども制度は残すとなったように伺っております。

**4番：** 積極的推奨は国がしないということは、それに倣って舟形町もそういった形を取るんだらうと思っておりますけれども、結局そういった形で今幸いにも副反応が出て来ていないからいいものの、もしこれが出てきたとなった場合に一体誰が責任を負うのかということになれば、それを受けようとする子供なり親御さん方が医師方に「あなた方がしたいと言うからしたんでしょう。」ということになってしまって、結局、国も町村窓口もそういった言い逃れの制度になってしまうのではないかと私は危惧しています。そういった意味で、やっぱりそういった責任の所在をしっかりとしておく意味でも、町としてもそういった考え方をしっかりとしておかなければと思います。

また、もう一つこの今まで接種した方へのアフターケアと言うんですかね。こういった事例がありますから、緊急の際は町な担当医なりに「しっかり報告して下さい。」というようなアフターケア的な事はしっかりと問われているのでしょうか。その2点をお願いします。

**健康福祉課長：** いろんな予防、4-1の予防費の中では予防接種事業もあります。確かに例えば、主要な施策の39頁辺りでもいろんな接種をやっておりまして、注射等による事故等全国的にはゼロということではございません。運悪くと言ったらいいかどうか分かりませんが、そういう事例で、予防接種の事故があるがために積極的に予防接種を受けたくないと言う親御さんもいるようには聞いております。ただ、特にインフルエンザ等、それから最近話題になりました風疹等につきましては、パンデミックと言いますか、大発生を抑えるためには予防接種はした方がいいという国なり医師会の判断もございまして。その辺でやっぱり最終的な判断は児童生徒の場合は親御さんになろうかと思えますけれども、そういう病気に実際なる前に予防の手立てとして選択肢としては予防接種はした方がいいかなと考えている所です。それと、もし事故があった場合にどうするのかということですが、事故がある場合について予防接種関係の医療機関、それから保健士が入った機関で予防接種の事故対策協議会というのを町の方、市町村では備えておりますので、もし不幸にしてそういう副反応という事故があった場合についてはそれに基づいて対応をし、それから県なりの指導を受けながら不幸にして行った場合の当事者の方には対応について検討する考えでおります。

アフターケアにつきましては、特に三條先生から聞いたお話ですけども、特に子宮頸がんワクチンについては筋肉の皮下注射ということで結構痛みがあるので、医療機関において「休憩して行ってね。」とか「痛みが結構出るからね。」というお話をしながら、医療機関の方で対応しているというお話は伺っています。

**2番：** 成果報告書の39頁、4-1-1糖尿病予防事業についてですけども、この事業については山形大学と共同での事業という感じを受けておりますけども、まず第1点が各地域毎に行っている訳でありますけども、その地域毎のこれを受ける受診率と言いますか、私感じるには年々下がっているような感じがする訳であります。そうしてまた、この事については何十年となくこの検査をやっている訳でありますけども、究極的には糖尿病を増やさないということの予防措置が必要だろうと思えます。そういった中で、当舟形町の糖尿病の発病率と言いますか、この辺がこの予防事業の効果があって、どの程度低いのかをお聞きしたいと思います。

**税務福祉課長：** 昨年行いましたのは確か第5期の糖尿病予防検診だったと思います。長沢地区で行いました。大体舟形地区、それから富長、堀内地区、そして長沢地区で3ヶ年で行い、2年間は次回なり、今までやった成果の検討ということで25年、26年はお休みになります。受診率の低下ですけども、やっぱり我々も去年長沢で受けてみますとやっぱり一番は30代、40代の働き盛りの方も受診が低くなって来ている。それは会社なり、それから職場での健診が増えているがために、糖尿病検診はまずおしっこ位は出すけれども、当日行って血液検査等はしなくてもいいやというのは結構多いのかなと。それと結構今の時代ですから、働く世代は忙しくて来れない可能性もあります。だから、一つは職場での健診、ドック等も受けている。それから仕事も忙しいということで若い世代の受診率が低くなっています。ということは事実あります。だから、次の今年と来年休みますけれども、次の項目については山大医学部とも協議をして、若い世代も来やすいメニューと言いますか、特に最近は内科的検診だけでなく、眼科については結構普通の二次医療機関よりも大きな設備、大学病院にある設備を持って来て、それなりの眼科の先生も来て、結構詳しいメニューの事をやっていますので、是非その辺は今後共広報活動をしていきたいなどは考えております。

それから糖尿病についてはなかなか難しいんですけども、特に山大とやっている事業については大まかにどういう所でどういう世代で、それから遺伝子的にもどうかという結構学術的な研究も山大と舟形町でやっているのは舟形スタディということで、結構どういう状況で出ているかということが全国的、世界レベルでパソコンで見られるようになっていきます。それから、九州の九州大学と北九州のある町でも糖尿病検診についてやっている経過があって、それは今後の舟形町だけでなく、今後の糖尿病予防についてはどうあるべきかということが内科の医師の間ではそれなりの、ちょっと九州の町は忘れてしまいましたけど、舟形スタディ的にその町の名前を取って何とかスタディということで九州大学での研究発表がなされているのは事実です。それと、この度県知事を中心にして「健康安心山形プロジェクト」ができました

けれども、新庄・最上では糖尿病の罹患率を少なくしようということで今年から動くようになっていきます。特に、糖尿病についてはとっても美味しい物ばかり食べているということだけでなく、炭水化物の取り過ぎがなるとお話がありまして、炭水化物をどうやって減らすかということもありますし、継続的な運動療法も特に大事というお話もありますので、ここの健康、舟形町では一人1ボランティア、1スポーツという声かけもやっていますので、やっぱり継続的な運動が必要かなと考えております。それから、舟形町の資料があるかどうか確認させて頂いて、後で提示させて頂きたいのですけれども、糖尿病の罹患率については持ち合わせが無いので、ちょっとお時間を頂きたいと思います。

**5番：** 私からは86頁の健康増進事業費についてお伺いします。補正予算まで取って131万円の不用額が出ている訳ですが、どうしてこのように不用額が出たのかの理由をお聞きします。

**税務福祉課長：** これは89頁に備考欄の(6)委託料がん検診推進委託料、それから検診通知業務委託料、その下に各種検診委託料1,140万9,000円という数値がございます。特に検診については、最近特定検診、従来かつてのがん検診の際はそれなりの受診率を誇ってはいたんですけども、特定検診とドックを併用し、それから各職場関係でも検診をするようになってから受診率が下がって来ています。受診率の向上を新庄・最上地区で保健医療整備協議会という町村長が主体となった組織があるんですけども、受診率の向上を模索したり、それから医療関係者を育てて行こうという会議ですけども、その中でも色々受診率を向上しましょうという申し合わせなり指導がありますけども、なかなか受診率が向上しない事もありまして、当初で持っていたのは検診の向上を目指して、それだけの額がかかるであろうという額だったのですが、検診の受診率が低いがために、このように委託料で不用額が出てしまった次第であります。

**5番：** 先程別の項で一つの不用額が多く出ているのを実際は、この決算議会の前に本来ならばやはり臨時会議を開いて、本来ならば減額補正をすべきじゃないかなと私なりに感じておりますが、その辺も全体的な問題としてそういう暇がないのか、切羽詰らないとこの決算ができないのか、それで臨時会をする暇がないとかいろんな理由があると思いますが、その辺もお聞きしたいと思います。

また、人間ドックが毎年ある訳ですが、その辺の補助体制はどの位補助なっているのですか。分かる範囲内でお聞きしたいと思います。

**総務課長：** 先程午前中の2款の時もお答えしましたけども、ここでも130万円の不用額が出ていますけども、先程受診率等につきましては実際に実施をしなければ分からないということで、担当としまして100人該当者もいれば100人受診して貰うということで、最大限のマックスで予算を計上した訳でありますけども、結果的に受診者が少ないということでこういった経過になっているのではないかなと思います。また、ある程度事業が終了した段階で例えば、それぞれ定例の年4回の予算審議もございますし、または臨時議会等もある訳でありますので、その都度事業等が終結したものにつきましては、きちんと不用額について減額補正するとか、そういった手法も必要ではないかなと思いますし、または繰越金等が次年度の財源等にもなるということもございますので、その辺り財政の方でもきちんと方針と言いますか、非常に財政が厳しい時に一度前に、例えば予算を計上していますけども、需用費等含めて1割2割なるべく節約して不用額を出すようにそういった経験もございますし、そういった事も含めて不用額の大きいものに対して事前に補正で減額するとかそういった方向性と言いますか、その辺りも内部で検討しまして、きちんとした明確な対応策を検討させて頂きたいと思います。

**税務福祉課長：** 受診者のメニューに応じまして、この項目については受益者負担が幾らということもありますので、補助率等については調べて後でご説明をさせて頂きたいと思います。

**委員長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第4款衛生費についての質疑審査を終結致します。

## 第5款労働費

**委員長：** 第5款労働費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第5款労働費の質疑に入ります。

**4番：** 緊急雇用対策ということですから、終わりがあるんだろうと思います。その後何年後位に緊急雇用対策が終了すると見込んでいるのか。また、今かなり臨時職員が多いなと思っておりますけども、採用されている方にとっては大変いい事だろうと思うのですけども、こういった施策が無くなった時にどんと



町の一般職員の業務量が多くなるということで、緊急雇用対策という事業が無くなった後も、さらに舟形町の独自の会計で雇い入れなければならないような事業の業務量が残ってしまうのではないかなど一つ懸念をしている訳ですけども、そこら辺の見通しについてどう考えているのか質問致します。

**産業振興課長：** 今のご質問で、この事業はあと何年位で終了なるのかというご質問ですが、この事業につきましてはご存知の通り国から100%の補助を得て、町負担金が無いという有利な事業で雇用対策としては素晴らしい有効的な事業であります。ただ今お話あった通りに臨時的、或いは一時的な繋ぎ事業ということで条件が就業期間が1年以内という事業でありまして、24年度につきましては直接実施事業と委託事業ということで、2つの項目に分かれまして17人の雇用を得ています。ただ、この事業が25年度になりまして直接実施事業、去年24年度では9名でお願いしていた事業が無くなりまして、今年度からは委託事業のみになっております。そんな事で、国の財政もあるのか内容的に縮小されている経緯があります。今委託事業のみで今年度から走っているのですが、今ご質問ありましたあと何年位という方針がまだ示されていないので、国の動向を注視して行きたいなと思います。

それから、1年限りという雇用の状況の中で、この雇用期間が終わったらどうかという所もあるのですが、幸いに昨年度24年度雇用していた職員の方々、優秀な方々多くて結構な割合で今年度もお願いしていると。就業していると。ただ、この事業では該当にならないので町の予算なり或いは委託事業については各施設なりで雇用しているというケースが高い割合でございます。以上でございます。

**4番：** そういった形で雇用して頂くというのは、先程も言いましたけども、いい事だとは思いますが、やっぱり緊急雇用で使っている方々に、この重要な仕事を任せておくのもいいんですけども、もしこういった事業が無くなった時の場合も想定しておかなきゃならないんじゃないかなと思うんです。その時にまた同じ質問になりますけれども、そういった方々が重要な仕事はどうしてもさせなきゃならないという状況下になって、そしてこういう緊急雇用が無くなった時に、町としてそういった方々を新たに自分達の独自財源で雇い入れていくような考えはあるのか。或いは一旦お辞め頂くというんですかね。国の施策通りに進めていくのか、そこら辺の所を再度質問します。

**産業振興課長：** 町としましては、町としてもこの事業に頼る事だけではなくて雇用対策というものについては前向きに対応している所でございます。今話した通りに1年限りのこの事業で仕事して下さっている方について、結構仕事をこなして頂けるという方が多いものですから、是非人材につきましては町の財源を使ってでも雇用していきたいということの考えはございます。

**委員長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第5款労働費について質疑審査を終結致します。

## 第6款農林水産業費

**委員長：** 第6款農林水産業費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第6款農林水産業費の質疑に入ります。質問の前に4款糖尿病の罹患率についての補助率の答弁がありますので。

**税務福祉課長：** 先程質問頂きました2番議員さんと5番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。糖尿病の罹患率については、特に新庄・最上管内での発表は無いので、どれ位の罹患率が年間あるかという把握はできないそうです。ということでお答えをさせていただきます。

それから、5番議員さんの補助率は幾らかというご質問ですけども、主要な施策の42頁にあります各種がん検診につきましては受益者負担、例えば胃がん検診については受益者が例えば2,000円を支払う。そうすると、残りの経費については検診センターの方で計算をして舟形町の方に受益者の2,000円を引いた額で請求が来るそうです。ただ、補助率につきましては構造改革の時代に補助金から4兆円を減じて、交付税に3兆円を足しこんだという措置があります。この検診については従来ですと、国県の補助率があって町の負担金があったのですが、今は全額交付税算入になっているということで町の一般財源から支出をしているようです。以上です。

**2番：** 課長の答弁について比べるものがないということでもありますけども、私聞きたいのは決して山形大学医学部のために我々がこの検診を受けているんじゃないということなんです。要するにこれをして、舟形町で糖尿病を減らすためにどういう事をしているのかという所聞きたいんです。

**委員長：** 奥山君今の質問ですけれども、審議終結しておりますのでよろしくお願ひします。第6款です。

**1番：** 99頁、ほ場整備事業費という項目の中で福寿野一本杉福地地区ほ場整備が完了され、換地処分も終わりまして、ここに負担金補助及び交付金並びに、その下負担金及び交付金と2行に分かれて書かれている訳ですけども、正しくこれが個人負担とされる県事業の基盤整備の時に7.5%、基本的には個人負担部分があるという流れを、この項目通りに高度経営体面的集積促進事業、要するにその事業の中で金額通りに集積をやってクリアしている計画を整え次第に、7.5%最大で言うと補助金が来るといふ形の中の体系で、基本的にハードな面に関しての地権者の負担金がゼロになるというような事業な訳です。こんな形の中で今舟形町の整備されていない地区に関して、こういう補助事業の有利性を承知する必要があるのではないかなと痛切に思っている所であります。これからの農業振興して行く辺りにあたって、ほ場整備事業の有利な制度、これはいつまで続くか分かりません。しかしながら今現在でもこの事業体系がある訳です。この推進をしていく方向性はありませんでしょうか。

**地域整備課長：** 只今のご質問でございますけれども、ほ場整備につきましてはかなり各地区整備されて来ていると思ひます。ただ、まだ整備されていない地区がありまして、以前にそういう地区に対してほ場整備について行ってはどうかという説明会も行つた地区が何ヶ所あります。その時については、自分の代で終わるとか跡継ぎがないとかそういう形で、ほ場整備についてなかなかご理解を頂けるというような状況ではありませんでした。今回このように50%以上の集積を行つて、担い手に連単価地区を設けさせて補助を任せるといふ形を集積を行つた場合に7.5%の補助が貰える訳です。受益者負担がそれに伴つて最終的にはゼロという形になってくる訳ですが、そういう高度集積を行つた場合のメリットがございますので、今後まだやっていない地区につきましては、そういう制度がございますので、ほ場整備についてご理解を頂くように、何らかの形でお知らせ或いは地区に入つて説明という形で、今後計画させて頂きたいと思ひております。

**1番：** 舟形町の範囲ではかなりの広範囲で整備が整つているという課長のご意見でありますけれども、昭和40年代を皮切りに富田地区で基盤整備という事業入られた訳ですけども、今ではもう昔の事であつて今現状的には富田地区のほ場の第2基盤整備が各地区でやっております。要するに今TPP問題等々がある中で高齢者後継者不足の中でいかに営農スタイルを再構築していく中ではこの基盤整備事業といふのはやっぱり避けて通れないような整備体系及びほ場事業ではないかなと思ひます。特に課長が以前に話し合われたけどなかなか進まないという形。要するに課長の出身地区、上長沢付近が特になつてないような感じがされます。関田地区においては平成に入つてからの基盤整備となりましたけれども、今現在恐らく負担金が残つているような状況でなされているんじゃないかなと。これから遠い先は言えません。5年10年先を見据えて、この事業を推進する事によって、今言われた通りに7.5%最終的にこのような形で国の方から交付金として頂いて、実質地権者がソフト面では若干の出資金はあるものの、ハード的な面では100%事業でやって頂けるというものがある訳です。是非強く推進して断られたから進む方向性が見えないから俺の代で終わるといふことは地区では1人2人はおられると思ひます。でも、それをもっと強く2番議員さんの一般質問にありましたけれども誰かが引き上げないと進まないといふのが舟形町の現状ではないかと思ひます。火付け役が必要でございます。是非そういう形の中でも農業委員といふものがあります。いろんな形の中で結集して、是非この農業現場において明るい未来を築くためにも、後継者を育成するためにも、避けて通れないような整備だと思ひます。やって頂きたいと思ひますが、推進の程強くお願ひします。

それと同時に、その下(3)ですけども小松地区ほ場整備事業とありますけれども、前回の定例会の時にもお願ひした訳ですけども、ここの小松地区といふのは長者原の入り口の前田地区と共に合計約50町歩が受益面積という形で、小松原田地区といふ名称に変えて、議案書等内予算書に上げて頂けないでしょうかと思ひましたので、この次回から名称この小松地区から小松原田地区に変えて頂ければと思ひますのでよろしくお願ひします。

**地域整備課長：** ほ場整備につきましては、先程議員が言われた通り農業委員会の皆様共協力しながら、されていない地区に対して推進をするようお願いを行くように持つて行きたいなと思ひております。

それから小松地区の名称でございますけれども、小松地区の補助金申請する段階で小松地区ほ場整備事業という形にやっております。この中に原田地区も入っている訳ですけども、名称の改変につきましては県の方とも相談しなければならぬのですけども、当初はそういう形でやってしまったものだから、そのま

まで行くしかないのかなと思います。どうしても原田地区を入れて欲しいという意見があるとすれば、もう一度県の方をお願いをしまして原田地区を入れて貰う形で取り合ってみます。

**1番：** お願いします。

**4番：** 102頁の体験実習館運営費、103頁になりますけども、(2)の委託料の管理委託料の337万2,000円、外部団体に運営を委託したかと思うんですけども、その委託する前とした後とどういう結果の違いが出ているのか、そこら辺の事を質問致します。

**産業振興課長：** 体験実習館の件ですが、23年度から指定管理者ということで、東北エコリサイクルネットワークの方をお願いして委託しておる訳です。委託した後の状況ということですが、主要な施策の中の57頁にもある訳ですが、その中の中段に表がございます。利用者数につきましては、そんなに変化は無いのですが、ただ利用料金が22年度が140万円、そして23年度からは200万円を上回っております。これにつきましてはNPO東北エコリサイクルさんの方の宣伝、PR等で施設の活用の宿泊を伴った活用をということで民間のいろんな情報を聞いて啓蒙しております。その結果、利用料金につきましては宿泊形態が若干多くなったということで増えております。

**4番：** 利用代金が23年度から若干60万円程増えて来ているようで、一定の成果は出ているのかなと思いますけども、今一つ町民に知らしめるというか、町外の方々に知って頂く機会が町からそういった外部団体が変わったんだよ、しかもそれでサービスがこのように変わったんだよというアピールが大分足りないなと感じます。ということもありますし、またこの300何十万円というお金をかけて管理、委託をして出て来ている効果としてはちょっと少ないんじゃないかと思うんですけども、まだ1、2年しか経っていない訳ですから、今考えて下さっている事だろうと思いますけども、是非結果が出る形でどんどん猿羽根山地区を宣伝して頂きたいなと。さらにホームページ等でもそういった情報発信をどんどんして行くべきではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。

**産業振興課長：** 議員さんのご意見ありがたく、こちらの方でも検討したいと思います。行政の方から指定管理ということで民間、NPOの組織が変わったということにつきましては、町の方の啓蒙ではやはりあまり代わり映えしないということで、反省しなければならぬ点もあるのですが、このNPOの組織の方で結構啓蒙しております、この10月に映画いんどり何とかという会もここで設ける、或いはいろんな山形方面からの団体、或いは生徒さん達の活用に対しての施設の紹介というのものも、会社の方でネットワークを通じて結構啓蒙しているということでもございます。尚、さらに町のホームページ等もう少しその辺の情報も入れながら活用して行きたいと思います。

**委員長：** 審議の途中でありますけれども、2時15分まで休憩したいと思います。(14:00)

**委員長：** 審議を再開します。(14:16)

**5番：** 106頁、林業振興費の事でお伺いします。毎年林道の維持管理補助金として、1号林道から3号林道まで舟形町ある訳ですが、その当時の林道を造る場合に町に道路を全部寄付して、そしてできた林道であります。ところが維持管理費はボランティアみたいな格好で幾らかの補助金を頂きながら、草刈作業なり色々な姿で維持管理をしております。そうした中も町として見直しをなさいと、農業振興課の前の課長の時から私は口を酸っぱくして見直しを図りなさいという言葉を出していました。ところが昨年度の予算、今年度の予算を見ましても同じ金額しか、また課長が変わったとしても同じ金額した上程していないという姿は私は腑に落ちないという感じがします。ただ、いろんな姿の中で亀割山の林道の維持管理費、これは増額したという話は聞いております。その姿がどうしてもしないのかなと。有路君に託して、今回は課長の思惑でいろんな姿を手直ししてくれるんじゃないかなと私も期待を込めておりましたが、23年度からの予算計上同じです。その辺と、あとは林道の作業道が長沢林道も決壊している数が1ヶ所あります。そうした中で山の山林を売買するにしても、作業道が決壊する中でなかなか重機が入れないということで、弊害して杉の値段も丸っきり安い値段で売買するような状態であります。その辺の作業道にも、今補助体制が林道と同じような姿で考え方も県でも国でも変わっているという話も聞いております。実際はどういう補助体制が新しくできているのか、その辺も合わせてお聞きします。

**産業振興課長：** お答え致します。最初に林道の維持管理の経費についてですが、舟形町の林道と致しましては長沢山林道と後山林道、そして富田猿羽根山林道ということで3つの幹線林道を保有している訳ですが、その維持管理につきましては安価な単価で、いつも整備して頂きまして感謝申し上げたいと思います。去年の24年度の予算と今年度の予算が同額ということになっているのですが、内容につきまして

昨年度長沢山と後山と富田猿羽根山林道ということで、その予算で対応させて貰った所もあるのですが、今年度につきまして後山につきまして別の事業の対応ということが出て来たものですから、今年度につきましては同じ予算の中で長沢山と富田猿羽根山林道で対応していく事に致しました。そんな事で、昨年の維持管理のm単価よりも微々たるものですが、3割単価的にアップさせて貰って、今年度はその経費でお願いをさせて頂きたいと思っております。

それから、作業道につきましてですが作業道の補助事業につきましても、林道担当の方とも打ち合わせしながらどんなものが対応できるか、例えば長沢山の作業道につきましても、補助内容につきましては大きい補助内容ではないのですが、m2,000円だったか、もっと安かったかと思えます。それで今の作業道の被災状況と合わせて整備対応ができるかということにつきまして、是非検討させて頂きたいなと思えます。農繁期前にも長沢山の方の被災箇所、作業道の整備箇所等を一緒に現地で少し打ち合わせさせて頂きたいと思えます。以上です。

**5番：** 今この決算書を見ますと同じかなと思ったのですが、今課長の説明を受けますと変わりましたよということで安心しました。私共に毎年7月か8月初めに草刈を15名か20名以内の中でボランティアで今まで頼んでしております。そうした中で、長沢山林道も白石から来る林道と白沢の方から来る林道と二股頂上で交差する訳ですが、白石の方から来る林道は白石の方々が協力して貰っております。そうした中で今まで共同でやっていたのですが、日程の都合で我々に任せて貰いたいという声がありまして、その補助金をm当たりの金額にして我々に任せて貰いたいという話も今年されました。「どうしてあなた方が勝手な事を言うのか。」と言いましたが、若い方々の意見が変わって、ボランティアで協力するのはいいが、多少なりと金額が来れば、我々はそれを流用させて頂けるといふ要望があります。そうすると今までの単価では分ければ我々も懇親会も折角難儀して貰ったのが、懇親会もできないということがありましたので、できるだけ維持管理の面からもやはり補助体制を考えて貰いたいということです。

もう一つは作業道の問題ですが、前回も寺山の後ろを杉を伐採しました。ところが逆に言えば業者に払う金が多くて、全然金にならなかったという実例もあります。それが林道が平山の上まで来ているのですが、決壊場所があって重機が通れないという結果になっておりますので、折角の林道が台無しだなどという感じがしますので、今後共そういう作業道でもやっぱり一緒に山を守るための重要な線だと思えます。その辺もやはり復旧なりを何とかして頂きたいなと、今後共よろしくお願ひしまして私の質問を終わります。

**2番：** 成果報告書の最初に61頁、活気あふれる農業推進機構についてであります。私前回一般質問をしておりますので、この活気あふれる農業推進機構が果たしている農業振興策ここになりますけども、想定された形では進んでないような感じを受けている訳であります。そして、その上に49頁農業振興費の中に舟形町産業振興本部会議を中心に6次産業の構築を図るということで、執行額が1億4千万円弱の金額がありますけども、産業振興本部については各課長なり、活気あふれるなり、農業推進機構なり、あと各種農業団体等も入っているかと思えますけども、この活気あふれる農業推進機構が果たしている役割、そしてまた産業振興本部で具体的に商品化、6次産業として商品というのが、どの程度なっているのかお伺ひしたいと思います。

**産業振興課長：** お答え致します。最初活気あふれる農業推進機構事業についてですが、21年度からでしたか始まって取り組んで来ている訳です。ご存知の通りおかひじき、行者にんにく、山形地鶏、菊芋、つくね芋とかということで取り組んでいる訳ですが、一つのチャレンジ実践塾につきましては主要な作物、舟形町の主要な畑作物につきましては、農協さんと町がタイアップして進めているという基本的な形態がございます。このチャレンジ塾につきましては、その他に例えば退職者、或いは新たに農業をやって行こうという観点で新たな農作物にチャレンジしながら、農業所得の向上を図って行きたいということで取り組んでおる訳でございます。お蔭様でおかひじきにつきましては、もう商品化して出荷する体制も定着しておりますし、山形地鶏も県内1割を超える生産量を出ています。それから、行者にんにくにつきましても来春から試験的に出荷できる体制も整っております。そんな事でいろんな選択肢を農業においても、町民の方が取り組んで行けるという体勢作りを、着実に振興しているのではないかなと思っております。それから、これからも推進して行きたいということで考えております。

それから、舟形町産業振興本部会議につきましては、農業振興事業の中にはあるのですが、これは農業だけではなくて観光、商工、産業いろんな面での総合的な観点で、舟形町を活気付ける或いは産業の振興策ということで、いろんな団体さんをメンバーでいろんな意見を聞きながら取り組んでございます。商品

化につきましても多々ございまして、サブレとか菓子類もございまして。その他にラズベリーの梅酒ということで、昨日若鮎まつりでも先行販売させて貰っていると、その他に消費者団体の方からいろんなメニュー等の料理の開発等も取り組んでおります。先程の一般質問の回答にもあったのですが、それらの今年の産業振興本部会議におきましては、これまで数々の取り組みがございまして、19分類に分けて、これまでの取り組みの生産、或いはこれからどうしたら良いのかということで今検討もしているのですが、それらも合わせて、この本部会議で推進して行きたいと。さらに、秋にはこれまで品評会とかというもので、今まで開発した特産物とかを発表的なものもしていたのですが、今話した通りに商品化も段々定着化して来ているということで食の祭典、秋の食の祭典ということで、舟形町のいろんな特産物或いは開発された商品等につきまして、今後はただ単に味わって貰うだけではなくてお値段を付けさせて頂いて、そしてそれを消費して味わって頂く。そして一つ、その中で舟形町の数々ある食の中で商品につきまして、点数を付けてグランプリとかということの食の祭典を、今年度から取り組んで行きたいものだ。これが産業振興本部の中でも具体的に秋の実施に向けて検討している所でございます。

**2番：** もう少し具体的な内容での再質問ということで行わせて頂きたいと思います。現在産業振興課の方には元農協職員2名採用頂いております。その2名の方が1名が活気あふれる農業推進機構の方での従事、そしてもう1名の方が今年の春から農業振興策ということでの従事として行っているようではありますが、この2人が担っている業務範囲と言いますか、業務の内容について質問したいと思います。

**産業振興課長：** お答えさせていただきます。今ご質問ありました通りに、農協さんのOBの方々について2名産業振興課の農政班の方に来て業務して貰っております。最初から来て頂いた方につきましては、今話したチャレンジ実践塾の方を主体に運営させて業務を携わっております。もう1名、今年お願いした方につきましては、舟形町の主要作物を中心に特にネギ、ニラの生産高向上、或いは生産の技術の指導等々を中心にとということで考えておまして、さらにネギ、ニラその他にもいろんな主要作物がございまして。それに取り組んでいない方について、どうしたらどういう事でこれから作物を作ればいいのかというセミナー、講習会を秋に実施したいなと思っております。これはネギ、ニラに関わらずラズベリーとかいろんな作物を対象作物として、それらの作物を作っていない方々を対象に、このような作物をどのように作るのか、そして営農状況はどうか等々を含めて、その作物的なものを分科会的なもの、全体会から分科会的なものを設定しながら新規就農者、作物の就農者の開発にも取り組んで行きたいということでの業務も携わっております。

**6番：** 私から成果報告の58頁、若あゆ温泉等の管理事業の中で職員数13名となっております。正職員が4名、契約職員が3名、臨時職員が6名ということで13名体制でやっている訳ですが、結構この度今年から大場社長が変わってから事務員の対応とか良くなったという話も聞いております。正と契約と臨時では責任感が無いというものもあると私思います。ただ、お客様から見れば「かえって臨時職員の方がお客さんに対していいよ。」と言う人も中にはおります。今後13名体制で契約、臨時職員体制で行くのか、正社員となれば利益が少なくなると思っておりますが、この体制で行くのかお聞きします。

利用者が13万4,000人程年間温泉の方に来て貰っておる訳ですが、今日300万人達成ということで式典本当におめでとうございまして。今後まだ400万人という、大体この計算で行くと7年半位で2020年東京オリンピックの辺りで400万人位達成するのかなと私なりに今計算した所です。今後利用者を増やすためにも前にも質問させて頂いたのですが、職員の対応とかリニューアルオープンとかこの間答弁頂きましたけども、もう少し詳しい話を聞きたいなと思っております。以上です。

**産業振興課長：** 若あゆ温泉の管理につきましてお答えさせて頂きたいと思っております。今野尻議員さんの方からもお話あったのですが、今年度から大場社長が就任致しまして、大場社長につきましては山辺にあるゴルフクラブ、或いはもちろん舟形の県民ゴルフ場の支配人もなさっているのですが、職員の対応に対しての教育が非常に優れているということで、山辺にあるゴルフクラブにつきましては県下第1位という実績をお持ちの方でありまして、かつ舟形の県民ゴルフ場につきましても、支配人に大場社長が県民ゴルフの社長に就任された後は利用者数も増やしております。この度4月から大場社長さんが舟形の振興公社の方に就任された事ですが、やはり大場社長の言葉或いは方針から言えば、第一に今話した接客をもっともっと改善していきたいと。舟形町に来れば本当に気持ち良く温泉を楽しんで帰れる。舟形町は他所の温泉施設と違うという温泉にしていきたいと考えておる訳です。この職員体制につきましても13名ということですが、この件につきましては今後の若あゆ温泉の経営方針等の内容もあると思っておりますし、取締役会で

の協議しながらの対応ということになるかと思えます。

今昨年13万4,000人の利用者数ということですが、是非大場社長は14万人台、或いは頑張って15万人台に乗せたいということで頑張っているのですが、やはり職員の対応が改善されつつあるということがあるかと思うのですが、なかなか長年染み付いた対応、急には完璧にならない所もあるのですが、地道に大場社長は職員研修も含めながら対応しておりますので、これからもそんな事に取り組んでいきたいということでございます。

若あゆ温泉のリニューアルの計画につきましては、先日もお答えしたような事もあるのですが、具体的な中規模、大規模なリニューアル、或いは増築等を含めた具体的な計画は今の所持ち合わせてございません。ただ、今日も打ち合わせさせて貰ったのですが、この間も話した通りに、ロビーからちょっと行った右側の空間にミニシアター施設というものも近々造りたいなということで考えております。以上でございます。

**6番：** 13万4,000人の利用者が舟形町民以上に他所の他町村からお客さんが来て貰っていると私思っております。前にもアンケートを取った結果がこういうデータが出ておりました。最近取った時は無いと思えますけども、できればアンケートを取って他町村に対してのアピールとかそういうのでやって貰いたいなと思っております。帰りの際は看板には「またのお越しをお待ちしております。」とか書かれていますけれども、フロントの所、カウンターの所ではそういう言葉一切ありません。お客さんに対しての対応を従業員に勉強して貰いたいなと思っております。

今11枚綴りで3,200円ですか。発行になっておりますが、これは今後年券とありませんけども、こういう考えないか。それとこの下に基金の積立金600万円ありますけどもこれの使い道と言うか、どういう考え持っているかお聞きします。

**産業振興課長：** 温泉の利用者数ですが、2週間程前ですが県の方の観光の機関から頂いた資料で、最上郡の温泉地の中で利用者数、舟形若あゆ温泉がトップになっておりました。これは瀬見とか、そんな所も含めてですが、ただ宿泊者数ではなくて温泉に来た方の利用者数が県の観光の関係の資料で、最上郡内では1位ということでございます。

それから年券につきましては、今具体的にそのような協議している事はありません。すみません。積立金600万円とあるのですが、この600万円につきましては平成24年度の100万円分の温泉会計から出た町への上納金と、23年度からの決算で生じた500万円が足された、足して600万円という内容でございます。この600万円のお金につきましては町の方に出すということで、このお金で温泉の方で何か使うという経費ではございません。以上です。

**5番：** 私も若あゆ温泉の事でお聞きしたいと思います。前には若あゆ温泉の12枚綴りで3,500円で売っていた筈です。ところが、どういう訳が1枚減らして11枚綴りで3,500円としてしまったと。今の保養センターの枚数は15枚だそうです。15枚綴りで同じ値段で販売しているそうです。そうすると逆に言えば長沢地区の方はどっちに行ってもたいした事がないんです。だからそうすると保養センターの方がいいと毎日通っている人がいます。逆に言えば、若あゆ温泉が1枚少なくしたお陰で、逆にお客が最上町の方に引っ張られていく事実があります。今後あともう一点は11枚綴りで3,000円で販売するという姿もあるそうです。年に何回かあるそうですが、我々はその真髓が分からなくて、いつだと安く買えるのかなと私も聞いているのですが、私も知らないうちに3,000円で1年分買った方もいます。だから、今後共そういう姿を続けるのか、普通の10枚綴りを12枚にして客を引き止めるのか、その辺の姿をどう考えているのかなと思うんです。

**産業振興課長：** お答えさせて頂きたいと思えます。回数券ですが、これは6月の定例会でも回答させて頂いたのですが、基本的には11枚の3,500円というものが通常では販売しているものでございます。これは数年前からそのような形で対応しております。12枚になった時につきましては、何らかのキャンペーンでの取り組みということでの11枚から12枚、13枚という所の変化はキャンペーンの期間限定の対応とさせて貰っています。最上保養センターの方につきましてはもっと安いという状況ですが、舟形若あゆ温泉ばかりではないと思うのですが、大人350円でのやりくり、経営というものはぎりぎりな所でございます。これが消費税が10%になればどうするかという話もしておるのですが、この350円は守りたいなという取締役会での話もある訳ですが、保養センターよりは長沢の方はそうでもないかと思うのですが、新庄とか舟形とかの方については最上保養センターよりは舟形若あゆ温泉は立地条件が良いという所も考慮して貰

って、この350円そして通常は11枚綴りの回数券の3,500円と、この形態を基本として行きたいと思っております。

**5番：**ただ、今若あゆ温泉も支配人、役員の方からそう言われればその通りだと思うんです。ただ、今町民の目線も、逆に言えば堀内の方面の方は大石田の方に行くと。それは私も一回行った時にそのように感じました。やはりサービス、逆に言えばバスでも出して、「全部迎えに行きますよ。」と言うとまた違うんじゃないかという声もあります。あともう一つは回数券ですが、今有路課長が言うように12枚というのはずっと続いたんですよ。キャンペーンとかじゃなくて、12枚綴りはずっと続いたんですよ。ただ、2、3年じゃないですか。11枚にしたのは。その苦情も相当大きいんです。だから相変わらず経営難、これは確かにどこの温泉場もその通りです。皆低迷してやはり人数も少なくなっているのはどこも温泉場もそのようですが、ただそういうお客の要望もある程度応えながら経営をするのも一つの方法じゃないかと思うんです。その辺をもう一度いろんな機会に相談しながら、協議しながらより良い温泉経営にして頂きたいと考えますので、その辺の少し考えをお聞きしたいと思います。

**産業振興課長：**今ご質問頂いた回数券、或いはサービス等につきましては議会の方でもそういう要望があった事踏まえて、温泉の取締役会でも慎重に協議していきたいなと思っております。それから、バスの送り迎え、例えば宴会とか利用して頂いての送り迎えにつきましては人数とか時間帯とかもあるのですが、対応できる範囲内で対応させて貰っているという経緯もありますので、その辺の所も何らかの形で周知できるような事で考えていきたいと思っております。

**2番：**活気あふれる農業推進機構なり、今年から採用された職員の業務内容等については先程の答弁で分かりましたが、一つは今年から採用された職員については、早期に1億円の品目の農産品を作りたいという想い、あと活気あふれる農業推進機構では色々な農業を作りたいという要望に応えるためのものという考え方は分かりますが、一つの課に両方を持っていくということを考えていくと、よっぽど各農業者に対するアプローチの仕方というものを事前に打ち合わせをしながら進めていかないと受ける側が混乱してしまうと、逆に農業振興が農業減退になってしまうということも懸念される訳であります。そういった中で、一体産業振興課の中でこの考え方をどういう形でマッチングをしながら進めているのか、まずお聞きしたいと思います。

**産業振興課長：**お答えさせていただきます。今年来て頂いている方につきましては、農業団体のいろんな会議或いは説明会等がございます。もちろん転作確認も含めてですが、農政全体にも携わって頂いている事でもありますので、そういう所で紹介も多々してきた所もありますし、農業者の皆様もそんな事で指導して下さるんだなという認識も若干進んで来ているのではないかなと思っております。前から来て頂いている方につきましては、どちらかと言えば先程お話した通りにチャレンジ実践塾で5つ、6つ程の組織化をして、その作物の振興、推進というものを取り組んでおります。ある程度そちらの方の推進に限定した内容で活動して貰っておりますので、農業者が大きく混乱する事につきましては、そんなに大きく影響は出ないのでは私認識はしているのですが、その辺も含め折りある機会にこのようなものだと周知できたらなと思っております。

**2番：**そうしますと、きちんとした形での打ち合わせをしながら進めているという理解でよろしいのかということでもあります。それと私から見ますと、どうも両方追うもの一刀も得ずみたいな感じでなかなか前に進まないのかなと懸念もされる訳であります。本当にこの具体的に十分なる打ち合わせをして行っているのか再度質問したいと思います。

**産業振興課長：**お答えさせていただきます。産業振興課の農政班の中では、その辺の考え方につきましてはきちんと仕分け、区分けして取り組んでいるということの打ち合わせもしております。ただ、今のご質問頂いた通りに本人達も含めまして、どの位こちらの方で、私の方で指導を徹底しているかというものにつきましては、もう一度きちんと把握したいと思っております。

**5番：**106頁の水産業費についてお伺いします。水産業費として毎年のように漁業組合にいろんな補助事業として今回も250万円程上程しておりますが、これを水産業費というか舟形町は鮎まつりをしますので、そのために力を入れているのは分かります。ただもう一点が毎年前から私も要望していた水産業運営補助金23万円、これは無くするべきだと何年も前から私は言っております。今まで補助をしたとしても、別のボランティア的なものにその補助金を出した方が有効に活用できるんじゃないかと。ましてやいろんな姿、漁業組合にはこのように補助をしております。稚鮎の補助、これは大体舟形町に190万円の500kgの

補助を出しております。これ写真撮って、職員が放流している現場に行って、写真撮影もしているのは分かります。但し、総合的な放流の事業の中身を見ますと、23年度私はこの辺も言った筈ですが、約半分とちょっと3,292kgが実績です。その中の半分が舟形町、半分のちょっと。この500kgの姿がどこに放流しているんだと。私は毎年不思議でなりません。役場職員がカメラを持って放流の現場に行って、写真を確認に見ております。それだけで追跡調査ができるのかなと私は不思議でならないんです。最上町はその他にニジマス、ヤマメ、イワナ、そういうものに何百万円として補助を出しております。漁業組合では。逆に言えば金額的に見れば、最上町の方がお金は提携はしていませんが、最上町の方に放流の実績はあるんだというのは事実です。だからその実績をどう捉えるのかと私は昨年度も質問しましたが、その写真で役場職員が付いているのだと。付いていると言っても1,600kgが逆に半分あったとしても、その姿がこの舟形町の放流分500kg、その姿はどこに行っているのかなと。私は不思議でならないのです。その辺の姿もはっきりと答弁をお願いしたいと思います。

あと、もう一点。今県と小国川漁協を考える会と言いますか。県が仲立ちをして最上町と舟形町の課長か職員が行ってるか分かりませんが、今小国川をどうやってこれから活性化しようとする姿で会議をしていると聞いております。そのような姿でどのような話し合いをしているのか。

もう一点は、私前から言ったように最上町では20万円の補助しかしていないと。昔は100万円ずつ同じ町村で、同じ上下流の小国川を守る会として100万円位ずつ、合わせて200万円。両町村が出したものが合わせて200万円位になっている筈です。ところが現在は舟形だけが190万円を補助している。その他運営補助費、その他稚鮎のためのこれは委託ですから仕方が無いと言えばそれまでですが、そういう事があります。あともう一点ご質問しますが、それと。

**委員長：** 簡潔にね。

**5番：** 舟形町の今までのやり方として私は前から言っている通り、どのような話し合いで今最上町との話し合いがなっているのかなと。この金額の問題、できるだけ近づけるようにと私今までも要望して来ました。その辺の話し合いの結果がどうなっているのかお聞きします。

**産業振興課長：** お答えさせていただきます。最初に稚鮎の放流についてですが、その確認をどういう事になっているかということでございます。今年につきましては3,805kgという放流を最上小国川を通して26ヶ所に放流してございます。町が190万円放流事業で補助金出しているの、今年につきましては2ヶ所放流の状況を確認しながら、確認検査をしております。全体的に3,805kgの放流の数量につきまして、どのように確認するかというものにつきましては、漁協の方にお聞きしたのですが、放流する際のトラックがございまして。水槽がございまして。水槽の方に水を溜めまして、そして稚鮎を投入して運んで26ヶ所のおのおの所に持って行く訳ですが、その水槽に水を溜めた段階で一つ計量するそうです。稚鮎の所から網ですくって、そして入れた後をもう一度計量して水槽の差額がその場所の放流する数量、重さなんです。重さが確認していると。それが26ヶ所それぞれの数量で放流しているのですが、そのような形で数量は確認している。ただ、奥に渡って場所も長い場所なので、全部が全部町で確認はできないので、放流状況の町で確認しているのは2ヶ所させて貰っております。

次の質問ですが、最上町さんと小国川の考える会という中でどういう話をなさっているのかというご質問でございます。これにつきましては、産地協議会という名称で6月に立ち上げさせて貰っております。内容につきましては、最上小国川の水産振興を図るためというものに尽きるのですが、まず一つ鮎、或いは溪流等を安定供給できるような対応策というものを最上町と舟形町と一緒に考えて行こうということであります。具体的な事業内容につきましては、今中間施設を持って稚魚の育成或いは成魚の育成ということで対応して、鮎の供給に図って取り組んで対応して貰っておる訳ですが、やはり安定供給ということを考えますと、昨年と水量、水源の水量よりも今年の春の水量がまたぐんと下がっていると。中間育成の所に井戸6本程掘っているのですが、今4本稼動しております。稼動していても2千数百必要な所が今1,300程しかございません。今年は何とか切り抜けてやりくりして、鮎の供給ということで対応して貰っているのですが、今後安定供給となりますと安定な水量確保というものがもっと整備されないと、なかなか来年度以降の安定供給というものがままならないという状況になっております。そんな事で、まず一つが産地協議会で取り組んでいるのが、鮎等の安定供給するために中間育成施設を円滑に稼動すると、そのためには水量をさらに確保しなければならない状況に今ございます。そんな事で、本井戸をさらに今ある井戸に引っ張られる事ない、影響される事のない所の本井戸を最低2本、2本で足りないとなれば、3本



と今計画の概要を考えているのですが、そのような対応が今必要性が迫られています。ただ、まだ議会の皆様方には具体的な内容はさせて貰っていないのですが、これ事業内容とか或いは国事業の採択の状況等が固まり次第早急に議会の皆さんからも検討して頂きたいということで思っているのですが、さらにその中には鮭の孵化場、これは長者原の方が被災して今使用できなくなっております。やはり、鮭も故郷の川にこの孵化の施設が途絶えてしまうと、それも地域から無くなって来るといって今整備しないと、小国川の水産の状況も変わって来ってしまうということから、鮭の孵化場等の整備もこの産地協議会の方に計画させて貰っております。さらに、鮎の産業としまして舟形町で色々取り組んでいるのですが、イベント等も含めて、さらにその他にお客様の方に年通して鮎の味を味わって頂きたいということで、生産加工施設も何とか取り組みたいなど。それには鮎の開きとか甘露煮ということで保存の効く、いつでも美味しく食べさせる加工品をこの事業で取り組めないかと、この事業につきましては、県の国の補助率が2分の1でございます。県の嵩上げはこれからの協議ということですが、そんな内容で今盛んに協議をして国の方とも今協議を進めている所でございます。

それから最上町さんの方では放流事業として20万円計上しておる訳ですが、舟形町とその対応が相当違うという状況にあります。それはこの産地協議会の方で、最上町さんとも色々会う機会が多いのですが、5月ですか、最上町の副町長が同席した時ですが、副町長が舟形町と最上町の助成の内容が違うというのは認識していると、これは何とか是正して最上町でも前向きに対応して行きたいという話がありました。それらに町としても期待しながら、最上小国川の鮎とか溪流とかの安定供給に努めて行きたいと思えます。以上です。

**5番：** 先程放流は役場の中で写真を撮って啓蒙をしているというような答弁ですが、その答弁だけでは実際に放流した姿が23年度も全部出てます。どこに何kg、どこに何kgと。その中で「500kg分がどこに行ってるんですか。」と私は聞きたいんです。課長が全部写真判定してますよと言っていますが、追跡調査というのはただ補助金出すだけでは駄目だと思います。実際に舟形町に、このように量を多く放流しましたよという実績がなければ何もならないんじゃないんですか。写真を撮っても。私はその辺を説明を求めたいんです。物凄く釣り人の声が出ています。「今、舟形町の稚魚を育成して鮎はいるんだ。川には。ただ、習性が敵が侵入するとそれを追い払う癖があって、友釣りがなるんだ。」と。友釣りしようとしても群集しているんですが、逃げて行かれる鮎が。「引かかる姿がいなくなった。だから、鮎の釣りの全国から来るのですが、それも少なくなっている現状です。」と釣り人は言っています。昔は琵琶湖、北上川から導入して放流しました。だから。

**委員長：** 簡潔をお願いします。

**5番：** 1ヶ所位そういう姿でできないかと釣り人の要望です。だから、その辺の追跡調査もして貰いたいという釣り人の要望もありますので、その辺の事考えてお願いしたいなと思うんです。その追跡調査をどうするか。

**産業振興課長：** すみません。この500kgという考え方ですが、190万円町で放流補助金を出していると。稚鮎につきましてはkg3,700円なので、それを割り込むと500kgというものから出た数字なんですか。すみません。500kgという根拠はどこから出て来るのか、分からなくてすみません。

**5番：** 前にそういう説明あったんです。答弁者から。500kgの190万円の助成をしていますとそういう答弁の方から出たんです。

**産業振興課長：** すみませんでした。恐らくその500kgというのは190万円町で補助してございます。今話した通りに稚魚の単価がkg3,700円です。それを割ると500ちょっと位のkg数になります。恐らくそこから500kgが来ているのではないかと思います。先程話した通りに、3,805kg今年度につきましては放流しております。舟形町には1,895kg放流なさっております。そんな事で500kgの内数だと1,985の舟形町にはその位放流しているのですが、500kg内数の見方もございますし、今年につきましてはほぼ最上町の所の放流数量と、舟形町地内での放流数はほぼ同じです。ただ、これはもう少し舟形も多く助成しているので、舟形にもっと放流すべきではないかという考えあるのは当然なので、お聞きした所、今年につきましては天然の遡上鮎が結構の割合で今までよりもあると。これまでもあったのですが、この天然遡上鮎はどちらかと言えばそんな奥、上流まで行かないということがあると、そんな事を考えますと最上小国川全体の一つの川と考えた場合、そのような生態系も考慮しての対応だという話もございました。これまでの経過があるかと思うのですが、今後の具体的に内容につきましては検討しておりません。

**9番：** 有路課長いいですか、成果表の中に64頁、ここに書かれているんです。500kg放流。190万円ということ。ちょっと見て下さい。

**産業振興課長：** 分かりました。ありがとうございます。

**9番：** 課長いいですか。500kgと書かれているけど、今の答弁だと違う。500kgでは無い。分かる。そこから辺精査して答えて下さい。

**産業振興課長：** お答え致します。この主要な施策64頁の500kgというものの数字につきましては、どこから出て来たかと言いますと、先程話した通りに稚鮎の放流の委託料190万円ある訳ですが、その経費につきましては稚魚の数量が具体的にどの位かというものをここに示させて貰った数値となります。

**8番：** 説明の中で先程から5番議員は放流した500kgの行き先という質問している訳です。でも答弁聞いてますと1,300kgとか何とか数字が出て来ていますよね。我々聞いていても、どっちが放流した量なのか非常に分かりづらい答弁になっているのよ。ただ、だからこういう意味で、答え聞いている方の500kgと課長が答えている1,000何kgが何故あるのかな、その辺の所分かるように説明して貰うといいんじゃないですか。

**産業振興課長：** 大変どうもすみませんでした。今年度の稚鮎放流につきましては、舟形町分に地域の全体量の稚鮎の放流数量につきましては1,895kgになります。それで、それを稚鮎の経費と全体の経費と勘案しますと700万円です。1kg当たり3,700円なので稚鮎の単価が。舟形町で500kgの分を放流している部分につきましては、舟形町での700万円の分だけという考えになるのかというのは、もっと精査しないと分からないのですが、内数とあくまでも500kgにつきましては、1,190万円の金額につきましては500kg分の数量になりますよという表示でございます。

**8番：** ちょっと整理させて貰いますけども、実際に放流したのはまず1,800何kg、総額では700万円位になるんだと。ただ、町で補助をしているのは190万円ですので、その中の500kg分だということですね。はい。

**委員長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第6款農林水産業費について質疑審査を終結致します。本日の日程はここで終了とし、これをもって散会とします。(15:16)

明日は午前10時より開会します。15分前までに集合をお願いします。どうも今日のご苦勞様でした。



平成25年 9月11日（水）  
平成25年決算査特別委員会第3日目  
午前10時00分開議 欠席無し

**委員長：** おはようございます。只今の出席委員は9名です。定足数に達しております。只今から2日目の平成24年度決算審査特別委員会を開きます。間違いました。3日目でした。

有路課長より昨日の補足説明の申し出ありますので、許可したいと思います。

**産業振興課長：** おはようございます。昨日の質疑の中の答弁で水産業事業の内容ですが、その中の稚魚放流事業について答弁させて頂いた訳ですが、その答弁の報告内容の稚魚放流量について話させて頂いたのですが、その量につきましては今年度の放流の内容を報告させて頂きました。24年度決算の審査なものですから、24年度の稚魚放流の状況について追加答弁させて頂きたいと思っております。24年度の小国川観光小国川漁協で24年度の稚魚放流の全体量につきましては2,850kgになります。その内、最上町区域部分の放流量は1,550kg、そして舟形町は1,300kgとそういう状況にあります。以上です。

### 第7款商工費

**委員長：** 第7款商工費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第7款商工費の質疑に入ります。

**3番：** 108頁観光費、右の方の明細の中の1、2番目の観光総務事業のその下ですね。（4）の負担金の部分でございますが、ここに2項目、山形県観光物産協会負担金、山形県の観光と物産展実行委員会の負担金でございますが、むしろ同じようなこの負担金について内容をお願いします。

**産業振興課長：** 今の質問の県の観光物産協会と県の観光と物産展実行委員会のそれぞれの機関の内容につきまして大変申し訳ありません。詳細今把握していないものですから、あとで報告させて頂きたいと思っております。

**3番：** あとで報告をお願いします。

それで、県の観光と物産展実行委員会という名称でございますが、皆さんご存知のように山形の花笠まつりの前夜祭、8月4日に前夜祭として各市町村が出店をして物産展をやっております。そこに以前ですと舟形町も鮎を焼いたり、様々展示をしておったようですが、近年舟形町のブースに何も無いと。空き家になっているという山形の方々からの話があります。何で鮎が日本一と謳っている舟形でそういう店を出せないのか、出さないのか、その辺り答弁をお願いします。

**産業振興課長：** お答え致します。平成24年度昨年につきましては舟形町のテント、ブースを確保していたのですが、急遽都合で出店予定者が出展できなくなったということで、今の議員さんご指摘の通り、空き家の状態で去年はそんな状態でありました。これは町内の方が予定していたのですが、今話した通りに出られなかったと。これにつきましては観光審議会の方の協議の中でも何しているんだと、山形県の各市町村が集まる物産市で空き家というものはとんでもない話だということで、町の対応を厳しく指摘された経緯もあります。議員さんおっしゃる通りこの点につきましては、私共もしっかり反省をしておる所でございます。今年につきましては、町内の一つの商店と、町からも2名職員を出向いて8月4日対応させて頂きましたが、まだまだ出店内容につきましても不十分な点があります。焼き鮎も出せるような状態でもなかったのですが、来年に向けて鮎の確保とかということで、8月4日の物産市の対応につきましてはこれまで以上に力を入れて行きたいと思っております。

**1番：** 113頁の町おこし事業の一番上、ふながた若鮎まつり事業657万9,917円とありますけども、一昨年度の決算よりも金額的に言いますと、50、60万円程少なくなっている訳ですけども、どういう形の中で今年の場合を経費を削減できてやれたのかということと、あともう一つは23年の決算において三光堰の養殖場を200万9,700円、その経費をかけて三光堰土地改良区の施設であったものを、小国川漁協さんの方に鮎まつりの鮎を提供して頂くための養殖場ということで、町で100%の施設整備をして無償で貸している訳ですけども、その成果というものは一昨年の鮎まつり、今年の鮎まつりに関して23年から24年にかけて200匹程鮎額に100円補助を出して、250円で提供している訳です。その補助金というのが下の方の（7）で鮎まつり補助金54万円、要するにこれが100円換算で行きますと、5,400匹分相当ではないかと思っております。その数字がその通りでいいのか。その伸びについての成果をお聞きしたいと思います。

**産業振興課長：** 若鮎まつり事業の23年度から24年度の決算額の数字が変わった原因につきましては、これも大変申し訳ないのですが、そこまで押さえていなかった所もありますので、あとで報告させていただきますと思います。

それから三光堰の施設を使つての成魚の方の養殖ということですが、昨年につきましては若鮎まつりで16,500匹売れて、今年につきましてはお陰様で18,000匹最高でございます。今年につきましては、全て舟形町で養殖している成魚を使っております。昨年につきましては、若干鮎の養殖の生息数が若干今年よりも少なかったということで、しかし三光堰の施設を利用して対応したというもので、足りないという状況につきましては最小限に納める事ができたという状況にあります。

それから、250円という焼き鮎の提供ですが、本来ですと焼き鮎400円ということで出している所を250円という考えでございます。内容につきましては町が50円補助すると。店の方で企業努力で50円を値引きして貰うと。それから漁業組合、生鮎を200円を出している所を150円を出して貰って協力して貰うということで、それぞれ3者で50円ずつを頑張つて対応して、そして250円で若鮎まつりでは提供させて頂くということで取り組んでおります。この若鮎まつりの補助金の540円は、この50円分の方に匹数をかけての数字となります。今割りますと18,000匹分となります。これが焼き鮎で提供したものという数字になります。その他にも生鮎で購入された方につきましては、漁協さんの50円分の補助ということの内容で数字的には対応になってございます。以上でございます。

**1番：** ちょっとした勘違いで、私は町の方で若鮎のまつりの焼き鮎100円程提供しているのではなかったのかなと勘違いしておりました。今の説明で理解しました。

特に聞きたかったのは、今若鮎まつりに提供する小国川観光さんで出している鮎が数年前成育管理上ちょっと良くなって、外から鮎を持って来て提供しているという話がよく聞かれました。今言ったように土地改良区の跡地を町で整備して、無償で貸し付けている訳です。その成果というものが24年度、若しくは25年度今年の鮎がしっかり飼育されて、提供されたのかという所の管理なり確認なり、そういうものが途中経過等をなされていたのかも聞きたかったのです。要するに、昨日の漁協に関連する質問ありました。ここ近年過分な程の漁協に対しての助成金というものが多々見られるような所が目につく所が多くあります。その状況の中で、やっぱり漁協は漁協なりの運営管理をしながらしっかりやっている筈と思います。そういう中でそれに合わせているような形の助成をして然りかと思しますので、そこら辺をお聞きしたいと思えます。

**産業振興課長：** お答え致します。鮎養殖の把握をどのようにということですが、まずポイントとして若鮎まつりで提供するに十分な対応をして頂くということが、まず第一要件ということでありまして、それにつきましては随時漁協組合さんの方で養殖している状況等を聞いております。これは若鮎まつりの開催日に近づくに連れて、1日置き程度の頻度でどういう状況かと。鮎は生き物なので、随時成長の方も天候とかいろんな条件で変わるとそんな事で1週間前、10日前、2週間前につきましても今は数が沢山いるのですが、本当若鮎まつりの近くなるとどうなるか分からないという状況が結構続いていたのですが、最終的に成魚につきましては、生育状況も今年は良好で、匹数につきましても、漁協組合さんだけで23,000匹という養殖を確保になった。これは今までの技術的なものを、神経をそこに集中させて管理して頂いた成果かなと感じております。今年の若鮎まつりで、これまでにない最高の売り上げの18,000匹を売り上げても、まだ尚余裕があるということで、今後のいろんな観光活動や或いは物産の方で提供する、或いはそれを加工するというものも出て来るかと思うのですが、有効活用させて頂くにもそのような対応までができる状況にありました。以上です。

**3番：** 同じ頁の若鮎まつりの関係でございます。お伺いします。出店する際にその代金と言いますか、その1店舗当たり40,000円ということだそうですけども、その40,000円はどこ科目で受けているか分かりませんが、要はその店を出した方々から40,000万円はちょっと高いと。そんなに売り上げないのもう少し安くできないのかなという意見もありました。その辺り今後の検討余地があるのか、その辺りお伺いします。

**産業振興課長：** 1店舗40,000円というものの収入につきましては、実行委員会の方で受けて運営費に充てるということになっております。この40,000円が高いかどうかにつきましては、やはりいろんな方の考え方があると思うのですが、やはり売り上げが相当伸びる、売上が相当伸びる店と品物によってはそうでない店もあるのかなという気もするのですが、その辺の40,000円という金額がどうなのかというもの

につきましては若鮎まつり実行委員会、今年度の実施する際の総括というものの打ち合わせもございますので、その時じっくりと検討課題に乗せて検討していきたいと思ひます。

**3番：** 店の規模で大分その考え方違ふと思ひますけども、実際今年2人の方からそれぞれ別の店の方からそういう話をお伺ひしておりますので、その実行委員会の方で前向きに検討して頂きたいと思ひます。終わります。

**2番：** 私の方は112頁貸付金町商工業振興資金貸付金1,000万円、これはきらやか銀行を通じて貸しているという内容、また町勤労者生活安定資金貸付金600万円という金額ありますけども、まずこの資金がどういふ資金に対応しているのかということと、この原資として1,000万円預けている、また労金については600万円のようにありますけども、資金の需要額がどの程度なのか、まずお聞きしたいと思ひます。

**産業振興課長：** お答え致します。まず最初に町商工業振興資金の貸付についてですが、議員さんお話の通りきらやか銀行との資金対応ということで町が1,000万円、これにつきましてはまた年度内で1,000万円をまだ戻るといふお金になるのですが資金の関係で。きらやか銀行さんでは4,000万円を一つの基金として出して貰っております。町の1,000万円ときらやか銀行さんの5,000万円をして運用しているということで一気に300万円以上の事に対応しております。これの利子補給につきましては、同じ予算項目の町商工業振興資金貸付利子補給補助金の方で利子補給をしております。件数につきましては12件で活用させて貰っております。生活安定資金貸付金につきましても、議員さんおっしゃる通りに労金をベースに対応しております。1件150万円という貸付基準の中で対応しております。すみません。12件の具体的な貸付目的につきましてはそこまで把握してなかったものですが、これも申し訳ないです。後で報告させて頂きたいと思ひます。

**2番：** 後でといふ内容でありますけども、要はやはり知りたいのは折角こいう形で原資という形で出している訳ですからどのような成果があったのか、この辺我々もきちんと把握しておきたいし、一つ後でご報告お願い致します。

**委員長：** 他にありませんか。

皆さんにお諮りします。今の質問で3名の方に有路振興課長より後で説明とありましたけれども、こんな状態でこの第7款を審議審査を終結していいのかどうか。その辺。もしそれでいいとすればこのままで終結して。

**産業振興課長：** 10分位頂ければその中で報告させて頂きたいと思ひます。よろしくお祈りします。

**委員長：** それでは10時40分まで休憩します。(10:26)

**委員長：** 休憩前に復し質疑を再開します。(10:41)

**産業振興課長：** それでは第1点目の山形県観光物産協会負担金と山形県の観光と物産展実行委員会負担金の件ですが、最初の県観光物産協会につきましては観光全体の県の全体の組織がございます。その負担金ということでございまして、次の観光と物産展実行委員会負担金につきましては、先程も議員さんとお話ありました鮎まつり前、前日に行う県の物産市の対応についての委員会負担金ということになります。

あともう一つ2つ目ですが、若鮎まつりの経費について、23年度から24年度の経費が決算額が減少しているのですが、一番大きい要素が歌謡ショー手数料ということで、23年度は水前寺清子さんをお呼びしての対応ということでその辺のものと、あと需用費関係が23年度よりも24年度を抑えた数字になっているものが大きな要因となっております。

それからもう一つですが、町商工業振興資金原資貸付金という内容でございます。これにつきましては先程報告させて頂いた12件ということですが、その貸付につきましては商工業に関する運転資金、或いは設備投資に対する融資ということでの話ですが、個々のなものの内容につきましては、今整理中で昼一の開会する段階で整理させて頂いて、大変申し訳ないのですが報告させて頂きたいと思ひます。以上です。

**3番：** そうしますと今の課長の答弁ですと、店を出さなかったが41,000円を払ったということですか。戻して貰えなかったのですか。何故そんな無駄な事をしているのですか。

**産業振興課長：** 結果的に無駄な事になってしまったのですが、先程話したのですが去年の物産市では急遽キャンセルということになりまして、テント、ブースそのものは会場にセッティングになっている状態のまま、議員さんご指摘の通り空き家のままで1日を過ぎた事になります。そんな事から、経費については負担金についてはお支払いしたということでございます。先程話した通りに、無駄な事になってし

まった結果になってしまったのですが、こんな事のない様に今後十分に緊張感を持って対応しなければならないと思っております。

**3番：** 急にキャンセルになったという話でございますが、その時私職場が山形だったものですから、その都度舟形ということで、鮎を買いとかに行きました。その時は役場の職員の方が一生懸命汗を流しながら、鮎を焼いたりして販売をしておりましたけども、今回急にキャンセルになったというのは役場職員が対応する予定ではなかったのですか。誰かどこかに依頼をして店を出そうという計画だったのですか。その辺お伺いします。

**産業振興課長：** 去年の段階でもちょうどその日につきましては縄文の炎まつりと、あと世田谷だったと思うのですが、世田谷まつりということがございまして、職員の対応がそこまで大変申し訳ないのですが回らなかったと。その前から物産市の職員の対応はちょっと無かったという状況にあります。今年につきましては、それらのご指摘等も含めて物産市の方に職員も行かせて貰ったのですが、昨年につきましてはそんな事で出店者につきましては、先程も話したのですが町内のお店との事でありまして。以上です。

**2番：** 課長の方から回答頂きましたが、ちょっと理解できないという所あります。一つは労金通じての生活支援ですか、これのどういったものに使えるのかと、どういった場合に借りられるのかということが第1点であります。

さらには、きらやか銀行に利子補給として31万9,628円、さらには労金の方には76,819円という形で利子補給している訳なので、この金額を払う以上は当然貸付金額がベースにある訳なので、その両資金の貸付残高幾ら位あるのか、これについても後程で結構なのでご報告をお願い致します。

**3番：** もう一回だけ確認をします。先程課長の答弁、最後の方にどこか店にお願いをしようと思ったということですけども、今までと違って役場の職員の方々が出向いてやろうと思ったのではなくて、最初からどこかにお願いをしてやろうと。思っていた人がキャンセルになったということですか。そういうどこかに頼むのではなくて協力して人をやりくりして、役場の職員が自ら行って汗水流してそういう販売をしてこそ舟形の鮎を売ったり農産物を売ったりできるのではないかなと思いますので、今後はどこかに頼むのではなくて、役場の職員の方々と協力して、そういう出店をするような方向で検討して頂きたいと考えております。

**産業振興課長：** 8月4日に開催されます山形県の物産市は全国からお客さんが集まる舟形町をPRする本当に大切な催し物だと認識しております。来年以降は議員さんの指導ありました内容も考慮して対応していきたいと思っております。

**委員長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第7款商工費について質疑審査を終結致します。

## 第8款土木費

**委員長：** 第8款土木費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第8款土木費の質疑に入ります。

**6番：** 117頁の道路維持費の委託料です。委託料の中で草刈委託料90万円とありますけども、町道だと思いますが内容を一つお願いします。

**地域整備課長：** 道路維持費の草刈委託料でございますけども、これは町道の路肩、法面等について委託をしている箇所があります。場所につきましては大平地内、それから実栗山地内、あと西ノ又地内ということでその他真木野地内もあります。4ヶ所の委託ということで行っております。

**6番：** 23年度は48万円の決算でしたけども、この度は90万円、25年度は当初では予算化していませんけども、今後この4地区の町道の草刈24年度、25年度はないということですね。それですけども、今集落ではボランティアで年に2回とか結構やっている地域があります。その中でもし怪我をした場合の補償と言いますか、農協の保険に入ったり、様々な集落では悩み等があります。草刈機械も20台、30台して年2回程やっている集落もありますけども、そういうのには町で刈って下さいとか、補助とか考えていませんか。お願いします。

**地域整備課長：** 通常町道でも幹線道路みたいな所については委託という形で、まず草刈をお願いする業者さんがおります。そういう他にあまり通行量の少ない、先程言った大平とか実栗屋とか西ノ又地内に

つきましてはあまり交通量が少ない訳です。その辺については地元の地区の皆さんにお願いしまして、法面の草刈等を実施して頂いております。そういう形で、その地区に対して10万円とか8万円とかの形で委託料という形でお願いしている形になっております。

**3番：** 118頁の除雪対策費でお伺いします。先日の監査委員の意見書の中に、9頁の方に除雪事業については現有台数で効率的な除雪が可能になるよう工区の統合を含め検討されたいとご指摘がございます。これを受けまして、今後体制の見直しなどを検討する考えがあるのかお伺いします。

**地域整備課長：** 監査の中で斎藤議員が言われたように、この体制について検討した方がいいのではないかと指摘がございました。今10工区に分けて除雪委託やっている訳ですけども、それぞれ業者さんが配分になっております。その業者さんを今回も検討したらいいのではないかとということについては、その一つの業者さんが請け負う形で全工区を請け負います。それを町内の業者さんが配分して、早く終わった路線があれば遅い箇所に応援に行くとか、そういう事ができるのではないかとということで、一つの業者さんが取るような形で検討したらいいのではないかとというようなご指摘がございました。今県がそういう形でやっているものですから、県と同じような形で町も同じ体制が取れるかどうか、これから除雪の時期に入る訳ですけども、それまでに検討しまして打ち合わせしながら、そういう形に持っていけるかどうか検討してみたいと考えております。

**3番：** 今話を聞くと1社が引き受けて、それをまた下請けさせるというやり方をするとその方が効率的だということですか。そうした場合に経費とか、そのやり方とかその除雪の体制とか様々課題が出てくると思いますけども、その辺り役場サイドで考えるのではなくて、先般の私の一般質問させて頂きました除雪の関係ありましたけども、まず町内会に出向きまして町内会の意見等も聞きながら十分な検討をして、そっちの方がいいという結論を簡単に持っていかないで、十分な精査をしながら経費とかも考えながら検討して頂きたいと思います。

**地域整備課長：** 議員言われるようにやっぱり経費等の関わりもありますので、一般の業者で請負った方が得か、或いは今まで通りやっている方が得か、その辺も検討しながら考えていきたいと思います。また地区の皆さんの意見も聞くという形で町内会長さんなりの意見を参考にしながら、より良い除雪体制を図っていきたいと考えております。

**4番：** それでは同じく118、119頁の除雪対策費で質問致します。まず、職員の方にお聞きしますと、この除雪対策にあたって町民からの苦情に大分苦慮されているなという気がします。そういった形で町内会に相談窓口を移管させたり、そういった事をなさったのだと思うのですが、やはり今から私申し上げるのは、こうはすべきではないだろうということを申し上げますけども、職員の皆さん方が受ける苦情を町民をたらい回しにするような形で、「その問題は町内会に言って下さい。」という対応で丸投げして町民に対応すべきではないのではないかと思います。そういう件が何件かありました。そういった形で詳しくは言いませんけども、そういった形でやはり私も苦情で苦慮されているのは分かります。

しかし、それを町内会に相談してあっちに行って下さいと言われた所で、町内会が頼んでいる業者さんではないですからね。それを丸投げして今度は町内会が私達対応できませんと言ったら、その相談した方はたらい回しになる訳です。そうしないために相談に乗る訳ですよ。こういうやり方というのは非常に腹が立ちますし、これは苦情としてそう言うべきではなくて、こういう場できちんとお話をすべきだろうと思って言っている訳です。ではどうするかということですけども、やはりそういった苦情が来たら、「町内会の会長さんなり役員の方をここに呼びますから、3者で協議しましょう。」とそういう話ができるようにということで去年は意見書、総務振興常任委員会の除雪のあれを見て、そして意見書を出した筈です。そういう対応をして貰いたいなど思っているんですけどもどうでしょうか。

**地域整備課長：** 除雪の苦情につきましては、やはりシーズンに入りますと沢山ございます。やはり職員がいちいち対応するという形もなかなか難しい面もございますけども、できるだけ地元の町民の皆さんの苦情に対しては対応しているつもりでございます。議員言われる3者での協議、町、あと苦情言われる方、それから町内会長さん、そういう形3者で役場に来て頂いて、集まって協議するという事も大事なかと考えております。また、総務振興常任委員会で提出された意見書につきましても、それを参考に除雪について町民の苦情に対しても対応できるような形に持っていきたいと考えております。

**4番：** 苦情で大変もう精神的に参るだろうなという位に一生懸命に苦情対応して下さっているのは分かります。分かりますけれども、それが対応が嫌になったから、或いはできないからと言って、町内会や他



の団体に回した所でその苦情はなくならないと思います。むしろ、そういうようにした町側の対応がさらに批判されるという悪循環ですから、そこはそうしないでやっぱりきちんとその場に来た人にある程度納得して貰う形を取るために、そのためにいろんな各団体の方は「こういう相談来ていますから、ちょっと来て頂けませんか。」と言われて嫌だと言う人いないと思います。渋々であろうが何であろうがやっぱり来て、そういった方にちゃんと対応取ると思いますから、そこでクレーム処理をきちんと町に来たクレームは町で終わらすと、町内から来たクレームは勿論町に相談しますが、それを町内会に落として起こすとか丸投げして降ってよこすというやり方は絶対すべきじゃないと思います。ますます評価が悪くなると思います。ということでそういう事はしないように一つ今年に対応して頂きたいと思います。

**地域整備課長：** 佐藤議員が言われるように町内会長さんに苦情来たやつは丸投げするというような対応については、今後そういう事があればしないようにきちんと対応していきたいと思います。

**2番：** 先程3番議員の斎藤議員の回答の中で、除雪の有り様を業者1社に任せてそこからという形のような回答ありましたが、逆に金山方式の町で行う。直営で行うということとその検討の中に入れて頂きたいという考えであります。でないと、やはり毎年毎年業者が担う事、町が担う事、町民が担う事、何か曖昧になって非常にその曖昧さが、逆にこの除雪の問題を解決を難しくしているなという感じがする訳であります。そういった事を考えていきますと、むしろ直営でやって、色々な問題等については町がそれを持っていくという体制にした方が、スムーズな解決ができるのではないのかなという感じがする訳であります。そういった事で是非直営ということについても、その検討の中に入れて頂きたいということです。

**地域整備課長：** 先程答弁した形で1社に請負わせて配分する形、また今言われたように直営ですという形も考えております。どれが一番いいかどうかはまだはっきり言って分からないので、やってみないとどれが一番いい、金がかからないで町民に除雪体制としてよりよい除雪体制ができるかというのは、今の所はっきり分からない状況であります。直営についても以前は直営で全部やっておった訳ですけども、ある時に直営ではまずいという指摘もございまして、業者委託という形になった訳ですので、その辺も考慮しながら直営とそれから1社委託という形で、今後これから始まる除雪までに検討して対応していきたいと思います。

**2番：** 是非そのようにお願いしたいなと思います。ちょっと参考までですけども、私の所で地域支えあいのモデル事業昨年度実施しました。そういった中で町内会の会合の際に言ったのは、直接雪に関する事では問題があっても直接絶対にお互いに言わないようにして欲しいというお願いをしました。「全て町内会の方に言ってくれ。」と、でないとやはり感情だけが残ってしまって、むしろ町内会全体がギスギスしてしまうという感じを受けたものですから、町内会の会合の際には全て町内会の方に言ってくれと、あとは町内会の役員会の中でそれを検討して、その事の解決に当たっていく。当然町内会で解決できる事、町にお願いしなければならない事、当然ある訳でありますので、この辺について町内会の役員の中で精査をしながら対応してきた経過があります。やはり、こういった事もやって行かないと町内会のまとまりというものができなくなってしまう感じする訳であります。そういった事でまずこんな事例として発表させて頂いた所でもあります。以上であります。

**6番：** 先程117頁の草刈の件で答弁貰いましたが、4集落で90万円ということは先程課長の答弁だと10万円位で、これは各町内に委託しているということですね。そうすると大体4地区ですから20万円委託料になるようですけども、先程私言ったのは各町内でもボランティアで町道やっているということを行いましたけども、それに答弁は交通量の少ない所ということでしたけれども、多い所はどこで区別、交通量の多い所はどこで区別して、集落に委託料を出しているのか、申請すれば出るのか、町で刈り取りをして貰うのか、そこの所お聞きします。

**地域整備課長：** 90万円の草刈委託料につきましては、業者委託が1件入っております。これは西又次年子線という西又地区の道路でございますけども、その地区の草刈、それから側溝の土砂上げが入っております。それが大体40万円ちょっと位の金額になっておりますので、残りの50万円についてその地区等に委託をしているという形になります。あと町で法面の草刈をしているのは温泉道路、紫山内山線と一の関若鮎大平線しかやっておりません。あとの路線につきましては、地元のボランティア等で対応して頂いて、夏分草が生えて来た分には町内会で刈って頂くとか、そういう形で対応している所がかなりございます。また、路肩にまく除草剤等必要な町内があれば、そういう除草剤も配布するという事で対応させて頂いている町内もございます。

**6番：** ボランティアで町でまず協力して貰いたいということですね。そうした場合ガソリン、草刈機の燃料は混合油ですけども、補助とかできないものですか。

それと、何年か前から内山に宅造あるんですけども、その草刈は前には役場職員が朝晩来て刈り取った時もあります。今はちょっと違うんじゃないかなと思います。どこの業者かボランティアかは分かりませんが、その内容をお願いします。

**地域整備課長：** 町道の草刈をして頂くために、草刈機の混合油等につきましては、町内会の町内会長さん辺りから、そういう混合油が必要だから言って貰えれば対応できるかもしれません。

あと内山宅造についての草刈は、総務の方で担当しておりますので、そちらの方をお願いします。

**総務課長：** 内山の宅地造成地でありますけども、以前は担当職員の方で2回刈ってございましたけども、町を通じて今矢野課長からも話ありましたけども、その空いている時間についてと言えば語弊がございますけども、それで草刈の方をして貰っています。

**2番：** 122頁の簡易水道事業費6,235万1,000円ということで、一般会計の方から簡易水道特別会計の方に繰り入れしているようでもありますけども、決算審査意見書の中に企業会計の原則をもって独立採算の確立に向けて尚一層の努力をお願いしたいという文言がありますけども、この意見書を受けての町長の考えをお聞きしたいと思います。

**町長：** 今のご質問は簡易水道ですか。簡易水道のみならず公共下水道、農業集落排水事業、3つの特別会計ある訳ですけども、成果の報告書なり、これを見ますと今現在は維持管理、それから公債費の借金の返済、これがほとんどであります。簡易水道の場合は、維持管理でプラスアルファの大きな維持修繕関係もありますし、あとは今の水道管の入れ替えというものもありますけども、概ねまず公債費の償還と維持管理という面であろうと思います。従って、これからどうするかとなると多分林監査員もそういう面で意見書をしたのかと思いますけども、前も言ったかもしれませんが、公共料金の値上げということも視野に入れないと、一般会計から特別会計に出す繰出金、これは相当5、6年或いは10年スパンの中で変わらない額で推移するのかなと思います。特別会計というのも特別採算性という想いでもありますけども、舟形町の場合は簡易水道なり公共下水道、農業集落排水事業、いずれにしてもこの山形県内の市町村よりも先に今まで取り組んで来たという経緯もある訳でありますので、公共料金値上げとなれば町民の理解と共有というのがありますし、職員を減らしてそれを民間委託するとか、或いは指定管理制度にするとかの方法もあるのではないかと思います。そういう諸々の発想というものを取り上げながら、独立採算性に近い形で持っていく方法を編み出していかないと、一般会計から特別会計に繰り出すお金がずっと1億円、3つ合わせれば3億円近い額になります。これは各市町村比べても多いようです。これは先程言った通りに先見的に事業を執行してきたと。いい面でそういう事業の取り組みなのかなと思います。ただ、それをいかにして採算性に持っていくかという面は、今申し上げた幾つかの課題があるのかなと思っています。

**3番：** 118頁の除雪対策費です。右の方の119頁の内容で1の除雪対策事業の(4)委託料でございますが、消雪施設点検清掃委託料115万5,000円とございますが、この委託先はどこでしょうか。

**地域整備課長：** 消雪道路に付いているノズルですね。そういうやつ清掃点検ということで委託を行っております。委託先につきましてはニッサクさんですね。ニッサクさんに委託を行っている状況です。

**3番：** ちょっと質問変えますけども、消雪設備で操作をするために町内の方をお願いをしているのですが、その方の手数料と言いますか、そういう支払いはここには出て来ないんですか。そういう委託はお願いはしていませんか。

**地域整備課長：** 冬期間操作盤のスイッチを入れたり、或いは消したりする方が何名かございます。その方につきましては、操作盤の管理の委託という形で委託料を支払っております。先程の115万5,000円の中に委託料という形で、この方達の委託料分が含まれている形になります。

**4番：** 同じく除雪対策費で小型除雪機購入に関して質問させていただきます。この小型除雪機はトラン丸、当初予算で取って買ったものですけども、過去においては補正で取ったトラン丸もあって2台ある訳ですね。社会福祉協議会が保有する除雪機1台ともう1台、ハンドガイドの町内会にやったもの、計町が所有しているものが4台あって、ある程度融通が利いて貸し出しも可能だというものもある筈ですけども、実際今年の冬借りようと思って、相談したら借りられなかった。それは何故かと言えば、やはり雪が一度に降るから同じ時期にその除雪機を使うと。要するに使いたい時に使える除雪機の台数が少ない訳です。こういったものを解消するために、やっぱりある程度定期的に除雪機を買っていくとか、そういったもの

に対応できる機種を増やしていく必要があると私は思うのですけれども、そこら辺の所をそういう計画がないかどうか質問致します。

**町長：** これはこの前一般質問でも2番の奥山議員からも支えあい事業ということで質問あった訳ですけども、前も4番議員にちょっと言ったかもしれませんが、町で買う方法と今福寿野で取り組んでいる町内会で持っているハンド式の除雪機械、これを買って上げてそして支えあい事業をやるというもの、2通りあると思います。確かに鶴岡市では65台でしたかね。各町内に町で買って、それを町内会で利活用するという方法も取っておりますけども、こういう方法もいいたらいいと思いますけども、私は福寿野方式の方が最もベターではないかと思っています。昨年の24年度のこの福寿野の取り組みを見てみますと非常にその機械を借りて、それをお互いに運転する方も別々な方もあったようですけども、福寿野方式の取り組みが私はモデル的なもので大変いいのかなと私は今の時点では思っています。以上です。

**4番：** 福寿野方式がどういう形で行われているか詳細は分かりませんが、助け合いながらやっているのだらうと思います。雪は毎年冬になれば降る訳ですから、そういういいモデルがあるならやっぱり早期にそういったものの研修なり、導入なりを考えて計画を立てていくべきだと思います。そういう事が一つの除雪の苦情の対応と言うんですかね。苦情を減らしていく一つの方法にもなるでしょうし、また地域の方々が自らその雪を克服していくという機会にもなる筈ですから、やはり使いたい時に機械が無いという状態にするのではなくて、やはりそういった所に計画的に取り組んでいくという町の姿勢が問われていると、今後問われる事になると思いますのでそういういい所があるのでしたら、是非そういった形で進めていって貰いたいと思いますので、今年はどうなるか分かりませんが、今年の冬でなくて来年度の冬位にはもうできる位の、その位の気構えで向かって欲しいと思います。以上です。

**町長：** 前も言いましたけども、今年も3年続いてなれば4年目も大雪ということで、町としては取り組んでいかなければならないだらうと思います。これまで3年間の中で色々除雪の課題について質問もありましたし、町内長、町民の意見も聞きながら一つ一つクリアして参ったのではないかなと思います。新しい課題もありますけども、こういう地道な課題をクリアしながら新たな発想で雪に対して向かって行く。立ち向かって行くという気構えでこれからも町のみならず、先程も言った通り町民の皆さんも或いは業者もおりますけども、みんなで連携してまずいい除雪体制、いい除雪の取り組みというものをこれからも追及しながら取り組んで参りたいと思います。

**3番：** 先程の委託料でございますが、課長の答弁を聞きますと清掃委託、業者への委託と先程の操作盤の操作する方の委託も入っているということでございますが、115万円の内訳、業者と個人の方の内訳を教えてくださいと思います。

**地域整備課長：** すいません。先程の操作盤の委託についてはですね。その下の除雪業務委託料の中に含まれていると思います。ちょっと今手元に資料ないので、その操作盤の委託の人達のお金について後程それを話させて頂きたいと思います。

**3番：** 富田中通りも整備されまして、順調に消雪なっておる訳ですが、そこに操作盤ができて町内の方がそこをお願いをされて、委託をされて操作をしているようでございますので、冬の寒い時に行ったり来たりをして苦労されている訳ですので、どれだけの賃金を支払いになっているのかという確認でございましたので、後で教えてくださいと思います。

**1番：** 今雪に関連しての質問が多々多くありましたけども、除雪に関してはやっぱり軽作業的なもの、入札的な工事の中でこの中にもありますように、委託費の他に例えば需用費という形の中で3,600万円程かかっている訳です。要するに委託はするものの必要な経費等々は役場で持つ。修繕費、消耗品等は全て役場で持つという形になっておる訳です。そういう形をやっぱり全般的な中身で、あくまでもどっちがいいのかというものをしっかりと見極めて、これから3年間大雪続いた訳ですけども、この大雪が大雪でなくて温暖化によって、これは大雪ではなくて普通の降雪だと。今後さらにこういう形が続くというように予測される学術もおる訳です。そういう形の中でしっかりと計画して頂きたいと思います。

その中で、3番議員からもありましたように、中通りの消雪並びに下の方でありますれば長沢1号線の消雪道路の工事とあります。この中で長沢1号線の消雪道路の工事の内容をお聞かせ願いますか。前の頁117頁になります。

**地域整備課長：** 長沢1号線の流雪溝等整備事業でございますけども、これの中身につきましては楯、叶内議員さんの家の下の坂でございますけども、あそこの坂の無散水消雪についての工事でございます。こ

の度は無散水でございますので、当初は無散水で井戸を掘って無散水消雪を行った訳ですけども、その井戸が冬期間ポンプで水を上げますと、下の方で使っている方達の井戸が水が出なくなるという状況が発生しまして、井戸を使用しないで欲しいという要望がございました。それで当時井戸を掘った株式会社日本地下水ですけども、その業者さんとも相談して調査した結果、やはり井戸の水を今回の井戸の水を汲み上げると下の方が影響しているというような判断の状況で、新たに検討してその井戸の水を使わない方法で何かできるのではないかとということで検討した結果、冬期間電気でボイラーを焚くような形でオイルを回す、そういう方法を今回実施した訳です。井戸の水は若干使用する訳ですが、少なくなった場合にボイラーに回す水が少なくなった場合に井戸に吸い込むというポンプで上げる形になります。というような工事をした請負費です。

**1番：** 井戸から汲み上げて無散水消雪をやって下流というか、下の方の方々から井戸が水が出なくなったと。苦情が来てるということは確かにそういう話も聞いております。その中で、その井戸がその年だけで出なくなったと、井戸自体はそのものの稼働できるような状態である訳です。その後数年に亘り、その井戸が上げた上で下の井戸が出ないというものが、どういう形の因果関係があったのかということで、調査をした上でこういう形、それともこれは先に工事をしなければいけない訳で工事をした訳ですけども、井戸は捨てた状態の井戸になっているのかということです。一般質問でもさせて頂きましたけれども、雪国であるがゆえに雪を積み上げて除雪するような対策、若しくはこのように各町内に流雪溝は造る計画を今後強く計画を持って頂きたい訳です。そういう水の流用の仕方、例えば本町でありますと、表山地区が今補助整備をして農業経営を継続するような形を取るべきじゃないのかという話がある中で、そういう形の中で水を土地改良事業で上げるとするのであれば、その計画を長期に亘って利用できるような形、要するに西堀地区の方に迂回をさせて、冬期間は流雪溝の水として使うというような広い計画を持つ形の連携プレーというものが是非必要なのではないかなと思う訳です。この中で長沢1号線の流雪溝の元の井戸のポンプの今後の使途というか、使い道というのは全くないような状況ですか。

**地域整備課長：** 前掘った井戸について全部使っていない訳ではございません。冬期間ボイラーでオイルを温めますけども、ボイラーの中にお湯が必要になる訳です。そのお湯を使うために井戸の水を吸い上げるという形になります。だから全然使っていない訳ではなくて、必要な時にはその井戸の水を汲み上げてボイラーで温めて無散水消雪のオイル、配管になっているオイルを温めて雪を消すというような仕組みになっております。

**委員長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第8款土木費について質疑審査を終結致します。

#### 第9款消防費

**委員長：** 第9款消防費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第9款消防費の質疑に入ります。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第9款消防費について質疑審査を終結致します。

#### 第10款教育費

**委員長：** 第10款教育費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第10款教育費の質疑に入ります。

**4番：** 136、137頁の中学校管理費の中体連選手派遣事業費ということで質問致します。派遣事業費そのものについては異議は無いのですけれども、この頃スポーツで活躍するお子さん達が多数いらっしゃるように思います。その際よく昔は役場の壁に大きい垂れ幕何とか選手何位とかよく見たものですがけれども、この頃見なくなったなと思っております。あれは非常に励みにもなりますし、見ている町民もまた活気付くと言うんですかね。応援したくなる気持ちになろうかと思っております。今はそういった事はやっていないんでしょうか。それとも、もしやっているとすればそういった実績等があれば分ければ教えて貰いたい訳ですけれども。

**教育次長：** 垂れ幕等についての掲示は体育協会とも話をしながらどういった基準でしようということ

で前もって話し合いをしております。国体参加出場についての垂れ幕はやっていますけれども、それ以外はやっていないというように基準を決めて対応しております。

**4番：** 基準を緩めろという訳でもないのですけれども、ある父兄から「私の子供が何々大会で優勝したのだけれどもどうして垂れ幕貼ってくれないのか。」と言われた事あります。要するに基準を設けるのも一つの手ですが、ある程度大きな大会、例えば正式な大会でなくても大きい大会等で優勝すればそれは褒めてあげるという意味でも出してあげてもいいのではないかなと思います。やっぱり大きい大会であれば尚更いいですけれども、そういった形でご父兄の方を喜ばせてあげたり、お子さんを喜ばせてあげたり、そういった事で何かまた進路等が決まってくればいいのではないかなと思いますし、そういった所をもう一度話し合いの過程の中に入れて頂きたいものだなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

**教育長：** 今程のご意見その通りだと思います。それで様々な年齢構成、小中高という構成の子供達を我々抱えている訳でございますのでそういった子供達の活躍、そういったものを全面的に応援していくという責務はあるだろうと思います。今の事をこれまでの基準と合わせながら、やはりある程度のこれは基準等を設けないと様々な大会ございます。いきなり地区で例えば頑張っって全国的な所に行く者も前はございました。ということで様々な種目、様々な大会等ございますので、ある程度のそういった基準等考えながらも、今の議員さんの所の考えを十分体育協会等とも、相談しながらやって行きたいと思っております。よろしくお願ひします。

**教育次長：** 今申し上げましたのは町の対応ということです。中学校、小学校については学校の基準を設けていると思います。その予算についても学校の中で対応できる範囲の中で対応している経過もあります。ちょっと内実等については細かい所まで、こちらで把握していませんけれども、学校の対応もあるということでご理解頂きたいと思っております。

**総務課長：** ちょっと関連でご報告という形になりますけれども、今回夏の甲子園大会で日大山形が過去最高のベスト4まで行った訳でありますけれども、出場しました浅沼選手、捕手ですけれどもその方が長沢の浅沼さんのお孫さんであるということが分かりまして、急遽町長の方と相談しまして、本当に緊急だったので、間に合うようにということで第2庁舎の方に大きい横断幕をかけさせて頂きました。本日も家族の方が見えまして、町長の方に報告と言いますか、大きな力になったということで感謝の言葉を頂きましたので、報告させて頂きたいと思っております。

**2番：** 10-5-1の保健体育総務費の中のスポーツフェスティバル事業についてであります。成果表によれば372名の参加があったという内容等でかなり軽スポーツ的な感じで誰でもできるというスポーツの中でやっているようでもありますけれども、生涯1スポーツという普及にはよろしいかなという感じはしますけれども、2年半程前に傍聴来た際に野尻議員が一般質問の中で、町民運動会の復活という提案があった訳でありますけれども、私もスポーツフェスティバルよりは町内会単位の町民運動会というものを是非やって頂きたいという希望であります。やはり、町内会と言えども、なかなか繋がりというものが薄れて来ているという感じがする訳であります。そういった中でオリンピックで言えば、国対国ということで自分の国に対する意識というものが非常に参加すれば高まってくる訳であります。応援する側もそうでもありますけれども、そういった事を考えていけば町民運動会というものは、その町内会の代表ということにもなる訳であります。そういった事を考えていきますと、町内会の地域作りにも繋がるし、非常に町内会の意思疎通というものも図られるのではないかなという感じがします。そういった所で、スポーツフェスティバルをしながら町民運動会は一番いい訳でありますけれども、私的にはどちらかと言えば町民運動会を復活させて頂きたいという意見であります。

**教育次長：** 町民運動会につきましては、無くする段階で連合町内会でも話になったようです。そういう経過を辿っています。それが町内会の方での地域作りという形で、いろんな展開の仕方が各町内会毎に違って来ている。若しくは生活様態と言いますか、多忙になって来ている状況もあると思うのですけれども、そういう社会性的な問題と他に、でも町としては別の形ということで、今のよう形にスポーツフェスティバルという形で形を変えて残しているという状況でありますので、今後町民運動会ということでの展開の仕方については町内会でどう思っているのか、町内会で選手を集める、そういった様々な町民が一つの場所に集まって運動会をということは大変望ましい事ではありますけれども、現状の中で町内会長さん達の考え方もございますので、無くした経過後にそういう状況が変わっていいのかどうか、確認したいとは思いますが、教育委員会としてはそこまでの話題にはしていません。

**2番：** 考え方は分かりました。であればスポーツフェスティバル合計で372名の参加ということでありませけれども、競技種目別に参加者をよく見ると非常に少ない種目が沢山ある訳であります。そういった中で今年もあるだろうと思えますけれども、今後参加者を増やすためにはどのような方策を考えているのかお聞きしたいと思います。

**教育次長：** 社会体育の方ではやっぱり近年高齢化ということもあります。そういう中で、税務福祉課の方でも健康教室のためにB G職員が出向いて健康指導を行ったりもしていますけれども、そういった中で新しい事業、つい最近と言いますか、昨年辺りから出ました健康吹き矢、そういう高齢者も簡単に競技に参加できるような競技をということで、このフェスティバルの中に組み入れてということをして体育協会も含めて検討しながら競技を選定しております。

**委員長：** 午後1時まで休憩致します。(11:55)

**委員長：** 休憩前に復し会議を再開します。(13:02)

矢野地域整備課長から答弁ありますので受けたいと思います。

**地域整備課長：** 午前中斎藤議員さんより質問ありました件についてお答えさせていただきます。消雪施設の操作盤の委託料についてですけれども、5名の方に委託しております。舟形地区、それから舟形駅前1ヶ所、それから富田地区、それから堀内の川端線、あと堀内の洲崎地内という形で舟形地区だけ4ヶ所ですけれども、5名の方に委託しております。トータルで46万9,600円の委託料を支払っている形です。以上です。

**産業振興課長：** 午前中のご質問で資金貸付金の内容につきましては遅くなりましたが、回答させていただきます。まず、最初町商工業振興資金原資貸付金の件ですが、貸付目的としましては設備費として融資、貸付したのが3件、商工業の運転資金として貸付した件数が6件になります。9件の合計が1,750万円の融資額ということで、融資残高につきましては2,137万円ということになっております。

次にですが、生活安定資金についての内容です。この用途につきましては、生活応援資金ということで生活資金全般の使用の要件についての融資ということになります。平成24年度につきましては3件で306万円になります。融資残高につきましては436万9,224円になっております。以上でございます。

**4番：** それでは150、151頁B & G海洋センター管理費、このプールの件に関して質問致します。私が学生の頃からのプールというものがあった訳ですけれども、当時は他の町外からも新庄市辺りからも屋根付きのプールというのは珍しくて随分来たと言う友達もいましたけれども、現在町外からお客さんなり、あと使用している人達の層と言うんですかね。使用人数等そういった所も分かればまず教えて頂きたいと思えます。

**教育次長：** 今年度に入ってから小学校のプールの状況も統合で変わりました、舟形小学校のプールの活用が少し目立っておりますが、B Gセンターのプールにつきましては今まで通り開設しております。昨年度と比べますと、若干児童数が減っておりますが、昨年の集計でいくと910名程活用がございます。今年度小学校の体力増強という観点で、小学校の記録会を8月9日に開催しております、通常ですと7月夏休みに入る前位に記録会をやりましたが、今回8月9日ということで学校のプールの活用をして水泳の練習を学校の先生も付いてということで、若干そちらの方にB Gのプールよりシフトした格好になります。詳しい数値今ここにありませんけれども、傾向としてはそのように掴んでおります。

**4番：** 今の答弁ですと大体学校の生徒が使っているという答弁だと思うのですが、ここにプール監視員の賃金等で71万9,000円と上がっている訳ですけれども、これは町外からとかあとの中学生が学校行事以外の活動で使用したりとか、そういった事を想定して、こういったプールの監視員というのを置いているのではないかなと思うんです。そこの利用が無いのであれば、学校行事の中で使ってしかいないという感じであれば、監視員を置いてまで通常営業する必要はないのではないかなと感じている訳ですけれども、このプールの監視員、これ大学生がやっていたりしていた時期がありました。今もそうか分かりませけれどもありましたけれども、今でも監視員を置いてそのプールを営業するという必要性があると考えているのかどうか、そこら辺の所質問したいと思います。

**教育次長：** プールの活用につきましては小学校の場合、今回スクールバスを運行して小学校の方は活用させて頂いています。ただ日中ですけれども、小学校のプールでなく近場の児童につきましては、B Gセンターを活用している傾向もあります。よって、スクールバスが無い時の事を考えますと、当然近場のということで今年度ですけれども、福寿野地区に児童プールがあります。スクールバスの活用で今回の運

用についてどうするという考え方もあったのですけれども、地元の方々がまだ使えるので使いたいということもあり、事情が結構まだ確定していない状況にあると思います。今後というお話ですけれども、BGセンターのプールにつきましても学校のプールにつきましても今まで通り、今年度方針決めた通りにやって行きたいと考えております。

**5番：** 私からは小学校費について130頁についてお伺いします。この当初予算に対して高額な1,781万円程の減額になって不用額が出ております。この理由等をお聞かせ願います。

**教育次長：** 決算書の133頁の方をご覧頂きたいと思います。工事請負費で1,554万円の計上になってございます。これにつきましては空調設備工事、平成23年度の繰越ということで24年度のこの決算に計上になってございます。当初は5,649万円の予算額に対しまして済額が4,195万円ということで、この差額が不用額ということで1,554万円となっておりますが、繰越分の予算の補正というのができないということで、平成23年度の予算このままに上がって不用額がそのままに出ているというようにご理解頂きたいと思っております。

**5番：** 繰越明許費の補正はできないという話ですが、そういう大きな差額が出た場合の方策として何もただそのまま計上するしかないという意味ですか。その辺もう少し詳しく。

**教育次長：** 財政的なルールを認識しておりますけれども、前年度の予算を翌年度に繰り越しての枠についての補正ということはできないと認識しておりますが、その辺総務課の方でルール等についてお説明頂ければと思います。

**総務課財政管財班長：** 教育次長の答弁の通り、繰越の予算については補正できないということでございます。

**委員長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第10款教育費について質疑審査を終結致します。

#### **第11款災害復旧費**

**委員長：** 第11款災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第11款災害復旧費の質疑に入ります。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第11款災害復旧費について質疑審査を終結致します。

#### **第12款公債費**

**委員長：** 第12款公債費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第12款公債費の質疑に入ります。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、第12款公債費について質疑審査を終結致します。

#### **第13款予備費**

**委員長：** 第13款予備費を審査します。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより第13款予備費の質疑に入ります。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、これで一般会計の審査を終結致します。

#### **国民健康保険特別会計**

**委員長：** 国民健康保険特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより質疑に入ります。

**4番：** では186頁、187頁の給付金積立金の補正で775万6,000円、積み立てる事になった訳ですけれども、この利用についてお伺いします。

**税務福祉課長：** 積立金の総額につきましては決算書の277頁にございますが、277頁3基金(1)積立基金の状況ということで、中程に国民健康保険給付基金ということで、前年度が5千万円程それと24年度

中に取り崩しをしたり、積立をした額が214万3,176円ということで、期末現在高3月31日現在での基金の積み立てが4,841万3,000円になっております。特に、県の指導等では大体医療費の3ヶ月分位は積立をした方がいいという指導がございます。ただ、うちの方はこの間の国民健康保険の運営協議会でも資料的に出しておりますけれども、3ヶ月分程の積み立ては持っていませんけれども、医療費の急騰、急激な高い額の請求になった場合に備えて、この基金を維持しているということで、24年度中につきましては、775万6,000円を積立している所です。以上です。

**4番：** その理由は分かりましたけれども、当初で10万1,000円程だったのが補正で770万円程上がってきているものですから、どういった形でこのような形でどこからこういった700万円というお金が出て来ているのか、そこの所質問致します。

**税務福祉課長：** 医療費、特に国保につきましては医療費の動向がなかなか掴みにくいということがあります。特に24年度は通常大体一月2,900万円で収まったものが、24年度につきましては3,200万円ベースで医療費の高騰がありました。高度医療の使用とかあろうかと思えます。25年度の9月の補正でも歳入歳出から24年度の決算額が確定しておりますので、その繰越金の中から25年度も積立をしております。この補正での積み立てにつきましても、当初予算では医療費の動向が把握できませんので、特に国保、介護保険、後期医療につきましては2月、1月ベースと申しまして、普通の一般会計であれば4月から3月を1会計年度としておりますけれども、医療費関係につきましては2月から1月を次年時と考えています。というのも2ヶ月位遅れでレセプトの請求書が参ります。従いまして、2月から始めて4月、2ヶ月遅れで4月から来ると、締めるのは1月で締めまして、それが1月だから3月になりますので2、1ベースで推移しておりますので、なかなか当初予算の時点では掴みにくいということもあまして、毎年6月決算終了後の9月補正等で積立額を計算して積立を行っているような次第でございます。

**2番：** 成果表の113頁お願いしたいと思えます。2-1-1と2-1-2一般被保険者と退職者被保険者の療養費ですけれども、件数は減っているけれども、一人当たりの給付費が増えているとありますけれども、その原因と言いますか、どういう原因で増えたのか掴んでいる範囲でお願いしたいと思えます。

**税務福祉課長：** 先程4番議員さんの説明でも申し上げましたが、24年度につきましては高度医療、がんと心臓関係の高度な手術が多くございました。それに伴いまして、一般保険者療養給付費、それから退職含めまして医療費が普通の年であれば月2,800万円とか2,900万円で収まっていたものが昨年については一月3,200万円ベースで進んだ事もありまして、医療費の増高とご理解して頂ければと思えます。

**2番：** 医療費の増高ということですが、しからば舟形町の中でこれは抑えていくための健康教室とか、あと薬についてはジェネリックを使うとか、何ら具体的な減らすための方策というものはないでしょうか。

**税務福祉課長：** 一般会計ベースにおきましては保健士なりそれから社会体育も含めまして、1生涯スポーツ、1学習的な事も町全体で進めておりますし、それから職階を通じて、食育の推進も学校関係それから保健士を含めて進めております。特に、医療費の増高、特に24年度については高度医療、がんの手術とか心臓手術等結構高度な医療かなとは漠然と捉えていますけれども、やっぱり今後の医療費の増高を抑えるためには健康作りが一番ということで今年度の事業費の中でも、それから町長も平均寿命が女性が86歳なのに健康寿命は72、73歳と、そのギャップを埋めるべく今後共町全体で健康作りを推進していきたいと思えます。それからジェネリック薬品の推奨につきましても、保険証の書き換え時期にはジェネリック薬品を使いましょうというチラシもお渡ししておりますし、医療機関の方にもそのような広報活動は県も含めて行っている所です。

**委員長：** 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、国民健康保険特別会計について質疑審査を終結致します。

#### 後期高齢者医療事業特別会計

**委員長：** 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

**総務課財政管財班長：** 朗読、説明省略。

**委員長：** これより質疑に入ります。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、後期高齢者医療事業特別会計について質疑審査を終結致します。



## 介護保険事業特別会計

委員長： 介護保険事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

4番： では218頁、219頁の介護認定調査会費の介護保険認定調査等事業の中で、主治医意見書作成手数料187万8,000円というのがあります。介護認定をする場合は役場職員だと思いますけども、行ってそして介護認定をする際の質問等行って認定をしていると理解してます。さらにこの主治医意見書というのが国で決まっているのかどうか詳しく分かりませんが、意見書が必要になってくる、二重の調査を経て、介護認定になっている訳ですけども、この主治医意見書というものは絶対に必要なものかどうかということと、人にどれだけの認定手数料がかかっているのかを質問します。

税務福祉課長： 介護認定につきましては最初に舟形町の包括支援センターに家族、ご本人は多分来れる場合もあるでしょうが、家族若しくはご本人が来て頂いて申請の手続きの話をさせていただきます。その際、保健士若しくはケアマネージャーが認定手続きについてお話をし、それからかかりつけの主治医の意見書が是非必要になります。意見書に基づいて再度包括支援センターの方で審査をして、新庄市は入っておりませんが、最上地方で行っている認定審査会というのが、隔週の火曜日で新庄市のゆめりあで審査会が行われます。それである程度の要支援1、2なのか要介護1から5の間なのかということで判定をして、その方の介護度というものが決まってくる。それから、最初の認定審査の際にケアプラン、どういふプランが必要なのかということで、その際の手数料がちょっと忘れましたが5,000円弱位かかります。1件につき。その次のケアプランについては3,000円程かかりますが、それについても特に介護度がどれ位あるかということが大事ですので、そういう所定手続きについて各広報等でもお知らせをしながら行っているのが実情の所です。以上です。

4番： そうしますと、医者じゃない職員が介護認定調査をするという14万6,000円程でやっている事で、そしてさらに主治医の意見書を作成して貰うという180万円程かかっている。そういう事でしょうか。この主治医の意見書というのは、法律で決められている手続きの課程の一つなのでしょう。私には何度か立ち会っているから言う訳ですけども、包括支援センターの方々がチェックする項目とさほど変わらない。一年に一回しか見ない訳です。主治医といってもですね。包括支援センターの方々のチェック項目とさほど変わらないような感覚受けているものですから、病気でないのであれば何も包括支援センターの方のチェックだけで介護認定をしても、他に保健士さん等も見ているのであればいいのではないかなという気がしているものから、その点どうでしょうか。

税務福祉課長： 最初の認定の際につきましてはやっぱり役場窓口、包括支援センターありますので、税務福祉課の中で申請行為をして頂いて、各手続きについて協議しお知らせをする所です。ただ、主治医の診断等は是非必要になりますし、それに基づいてケアプラン、それからケアの方針について検討もしますが、主治医の診断書に基づいて点数を付け、それを最上管内の町村で作っています認定審査会に提示をして介護度を決めます。また、介護度についても永久的なものではなくて、リハビリ等が進んで介護度が安定してきて、従来要介護1であったものが要支援2とかになる場合もあります。ただ、介護度が進んで要支援1から要介護度が3とか4になる場合もありますので、その期間が来た際に再度認定調査を行いながら、介護度を定めていくというシステムになっております。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、介護保険事業特別会計について質疑審査を終結致します。

委員長： ここで2時45分まで休憩致します。(14:29)

委員長： 休憩前に復し会議を再開致します。(14:55)

## 簡易水道事業特別会計

委員長： 簡易水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、簡易水道事業特別会計について質疑審査を終結致します。

## 農業集落排水事業特別会計

委員長： 農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑審査を終結致します。

## 公共下水道事業特別会計

委員長： 公共下水道事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政管財班長： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結致します。

## 財産に関する調書

委員長： 次に財産に関する調書について審査を行います。朗読は省略致しますが、これより質疑に入ります。

3番： 公有財産の274頁でございますが、ここに土地と建物の財産の昨年度の移動状況が載っておりますが、数字の確認をしたいと思えます。監査意見書の24頁に財産に関する調書ございますが、その中に建物の部分で小学校増築、あと小学校のバス車庫、次に除雪機格納庫97㎡とございますが、この97㎡の数字がこの274頁に見当たらないのですが、どっかに含まれているのか確認したいと思えます。

総務課長： 只今のご質問でございますけれども、その他の施設非木造に684の△がございますけれども、これの数字でございますけれども、始めにプラスとしまして増えた分が除雪の格納庫の新築ということで97㎡がプラスになっております。そしてマイナスの分が旧南部保育所の解体と致しまして781㎡減額でなっておりますので、781㎡から97㎡を引いた△の684㎡となっております。

3番： そうしますとこの調書の方の97がちょっと外枠になってしまう。この南部保育所との相殺だということですか。表がまずいと思うんですけども。

総務課長： この△の684㎡につきましては旧南部保育所の分がマイナス781㎡になっております。これがマイナス分でございます。これもその他に施設に該当しております。それぞれ格納庫、新たに設置しておりますので、この分がプラスの97㎡になりますので、その差し引きしますと684㎡になっておりますのでよろしくお願い致します。

5番： 私からは基金の状況をお聞きしたいのですが、町長は前にも学校用地、中学校も改築しなければいけない時には針生地区に移転する用地を求めたいという話と、あとは住宅団地の交渉も含めてその辺の姿であそこに移転したいというような話がありましたが、そうした中で土地開発基金ですか、まだまだ額面は妙な1億円にも満たない姿でなっておりますが、その辺の今後の考え方と、今後どうして今土地を求めるのか、その辺の話をお聞きしたいと思えます。

町長： 基金には色々ここにある通りありますけれども、用地を取得するという意味ではこの公共施設の準備、公共施設の整備の基金、昨年度この公共施設の準備基金と、それから役場庁舎の合体して、この基金を作った訳でありますけれども、その中に用地の購入もいいという基金があります。それと今大場議員が質問した土地開発基金、これと合算しながら計画という取り組みをしなければならないのかなと思っております。ですから、この公共施設の基金と土地開発基金を、基金は基金として土地は土地で、土地開発基金は選考必要ですので、後程一般会計で買い戻すという面がありますけれども、優先的には公共施設の基金とそれからこの土地開発基金を双方が一緒になって土地の取得ということになるのかなと。ただ、学校の用地というものも承知の通り、大分広範囲な面積になりますので、相当な計画をしないと積み立てをしないとなかなかできないだろうと。学校の用地、以前にいろんなこの公共施設の建設もございますので、その辺も長い目で見ながらも、今の両方の基金を上手く併用しながら、積み立てる方法も探っていないとなかなか難しいのかなということでもあります。

5番： 町長も前向きな姿でその辺の検討はしていると思うのですが、逆に我々から見ますと今の針生地区が段々に前に住宅が建ったと同じように、虫食い状態になったのでは手が付けられないのではないかとこの心配があります。その辺を解消するにはやはり早くから土地を求めるべき事も考えます。だから、そ

っちこっちに話が大きくなりますと、土地の値段も相当上がる恐れもあるということを含めますと、町としてはできるだけ早目にその辺の手を打たなければ後で手が付けられなくなるのではないかという心配があります。その辺の事も含めまして、どのようなお考えを持っているのか。

**町長：** 5番さんの言う通りだと思うのですが、それをするためには財源というようになります。財源も起債を借りながらする方法もありますけども、健全化財政というものも頭に入れなければならないし、或いは針生地区の買収をする前の事業の事もあるということも勘案しながらやっていかないと、5番議員のおっしゃる通りに私も思いますけども、その辺も十分に勘案してやっていかないとなかなか難しいのかなということだけまずご理解願います。

**4番：** それでは275頁の有価証券についてお伺いします。ここに数社あってその保有額とありますけれども、これは購入時の金額と考えてよろしいのでしょうか。ということは要するに株券というのは上がったか下がり下がりあると思うのですが、含み益とか、含み損とか出ていないのでしょうか。その点質問します。

**総務課長：** 有価証券につきましては、山形放送から株式会社地域・大学発研究所COMEセンター株券までありますけども、あと各市町村で県とか各市町村で出資した株がございますけども、また若あゆ温泉の株券も町が100%持っている訳でありますけども、普通の東証辺りで株が売買されているような取引で株が動くということは公開されていない部分がほとんどだと思いますけども、当然一株50,000円とかそういう感覚でありますので、それを売却する時は収益が入りますけども、基本的に売却をしない限りはお金として手元に入って来ないという感じですが。ただ、民間の方が株を買って、その収益を得るというよりもいろんな事業を県とか、また公社等が入って市町村もそれに合わせて持ち株のような感じで、運営しているというのが多いのかなと思います。また、下の方の(4)に出資する権利云々とありますけども、こちらの方もほとんど収益が出るとか、そういったものではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

**4番：** そうしますと買った時の値段がそのまま、ここの表に出て来ていると理解しますけども、振興公社を除いて、この株券として持っておく理由とかが何か有利なものとかあるのでしょうか。そういう事がないのであれば、要するにお付き合いで買わされたとか、そういう見方もできる訳ですけども、何か理由があって何か利益が出るとか舟形町に有利な事があるとか、そういう理由があって有価証券等を保有しているのかどうか質問致します。

**総務課長：** 当然県関係とか、また市町村関係の方の町村会等の方でそこで議決と言いますか、そして市町村の財政事情等に応じて配分になっていると思います。例えば2番目の株式会社東北情報センターとございますけども、コンピュータ専門学校とかいろんな事業を展開しておりますけども、収益等は非常に厳しいような感じが致します。当然株主の総会ということで町の方もこういった株持っていますので、町長の代理で何回か出席させて頂きましたけれども、ちょっと収益が出るようなそういったものではありませんけども、8市町村で立ち上げたということもございますし、そういった意味で今回また新たに福祉介護等の新たな事業を展開したいという情報も入っておりますので、これはあくまでも新庄市を含めた8市町村でそれを運営しているということですので、それはすぐ売却するとかそういう事はございませんので、あくまでも8市町村で決議して、それに従って町村の方で持ち株のような形でやらせて頂いております。

**3番：** 277頁の基金の一番下教育振興資金でございますが、監査委員の意見書の中に滞納者がおるということで、2名が長期に亘って滞納しているということでございます。この長期というのはどれ位の期間滞納しているのか。あと今後の対応についてお伺いします。

**教育次長：** 長期につきましては平成22年度です。8月の段階で解消になりました。23年度分と今24年度分ということで長期ということの意味ではありません。23年と24年となります。

**3番：** わかりました。

**5番：** 274頁の公有財産についてお伺いします。目立つ同じ土地の中で学校関係とか住宅関係でその辺は役場の皆さんも周知はしていると思うのですが、前に山林その他、相当の面積がいつの間にか無くなったというような事がありました。修正して今の姿になったと思うのですが、その辺で総務課としてどこまでこの役場の土地を掴んでいるのかなと、前に私質問した事あるのですが、なかなか不明瞭な点でどこにあるかも分からない、面積だけはこのように大きい数字上がっているのですが、大体の姿は分かるのですか。その辺お伺いしたいと思います。

**総務課長：** 大分以前に議会の方でも、山林等についての面積が定かでないような質問が何回か出まして、それで多分3、4年前位に色々調整しましてこの数字が上がっていると思いますけども、大場議員さんの方からご質問ありましたように基本的には財産の管理でありますので、総務課の管財の方で管理はしておりますけども、なかなか人数等の関係もございまして、台帳は見ればすぐ分かる訳ですけども、現実の問題として町の土地がどの山にどの位あるかというのははっきり申し上げまして掌握はしていませんけども、当然代が変わったりしますと特に境等について色々問題等生じてきますので、特に大きいまとまった面積等につきましては、時間を見つけて現場に足を運んでいかななくてはならないと考えております。

**5番：** 特に山林の問題が、これ前に堀内村と合併する時に山林が堀内の分があった筈です。それが合併と同時に、舟形町の山林にこの面積の中に入っているのか。そして山林でも杉が植えられている面積或いは雑木の面積、その辺の事を掴んでいるのか、またその他というものは何々を指すのか、その辺をお願いしたいと思います。

**総務課長：** 今言いました堀内の方の当然、財産等含めてこれ台帳の方から積み上げしておりますので、積み上げの数字でございまして、必ずしも現場の確認していないというのは正直に申させていただきます。それから、その他でありますけども、先程言いましたように駐車場とか上記に書かれています項目でございますけども、それ以外のものが全てその他となっております。

**委員長：** その他ありませんか。

(異議無しの声)

質疑無しと認め、財産に関する調書について質疑審査を終結致します。

以上をもちまして一般会計並びに6特別会計決算審査を終了致します。

お諮り致します。平成24年度舟形町一般会計歳入歳出決算他6特別会計の歳入歳出決算について原案の通り認定する事にご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認め、平成24年度舟形町一般会計歳入歳出決算、平成24年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成24年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、平成24年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算。(途中切れ)

**委員長：** 閉会します。(15:38)